無線システム普及支援事業費等補助金
民放ラジオ難聴解消支援事業
執行マニュアル

（第7.0版）

令和２年１月
総務省
情報流通行政局
地上放送課

【 目 次 】

Ⅰ　総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　1　「民放ラジオ難聴解消支援事業」執行マニュアルの位置づけ・・・・・・・・・・・ 1
　2　補助金の対象について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　3　整備事業全体のフローチャート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　4　整備しようとする中継局の開設目的と補助率の適用関係・・・・・・・・・・・・ 3
　5　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

Ⅱ　交付申請事務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
　1　事業実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
　2　交付対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
　3　交付対象外の民放・ＮＨＫ中継局と強健する場合の費用の切り分けの考え方・・・・ 13
　4　交付申請書の作成のポイントについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
　5　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
　6　耐震性の確保について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

Ⅲ　契約について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
　1　契約準備行為について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
　2　契約について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

Ⅳ　事業計画変更等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
　1　事業計画変更等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

Ⅴ　実績報告事務及び経理等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
　1　実績報告書の作成とポイントについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
　2　経理等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
　3　繰越承認を受けた事業の年度終了実績報告書の提出について・・・・・・・・・・・ 26

Ⅵ　財産処分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
　1　財産処分の種類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
　2　財産処分の申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
　3　国庫納付額について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

Ⅶ　書類の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

Ⅷ　Ｑ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

別添・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

Ⅰ　総論

１　「民放ラジオ難聴解消支援事業」執行マニュアルの位置づけ

本マニュアルは、無線システム普及支援事業（民放ラジオ難聴解消支援事業）（以下「本事業」という。）の事務執行に当たり関係者が留意すべき点を取りまとめたものである。本事業の事務手続については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、総務省所管補助金等交付規則（平成１２年総理府・郵政省・自治省令第６号）及び無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成１７年１１月２５日総情基第３８０号、最終改正平成２８年５月２４日総情地第４５号。以下「交付要綱」という。）によるほか、このマニュアルに基づいて実施するものとする。

２　補助金の対象について

放送は国民生活に密着した情報提供手段であり、特にラジオは災害時の「ファースト・インフォーマー」（第一情報提供者）として、今後もその社会的責務を果たしていくことが求められる一方、地形的・地理的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等による難聴解消が急務である。

本事業は、こうした状況を踏まえてラジオ放送の難聴解消のための中継局整備を支援し、災害発生時に地域において重要な情報を入手できるようにするものであり、補助の対象となる事業は次に掲げる事項のすべてに該当することが求められる。

（１）ＦＭ方式によるＡＭラジオ放送の補完中継局（電波法（昭和２５年法律第１３１号）第５条第５項に規定する受信障害対策中継放送を行う中継局（以下「受信障害対策中継局」という。）を含む。以下「ＦＭ補完中継局」という。）を整備する場合は、当該ＡＭラジオ放送を行う既設の地上基幹放送局（以下「補完対象局」という。）の放送区域において生じている難聴（注 1）の解消を目的とするものであることとし、ＦＭ補完中継局以外の中継局（受信障害対策中継局を含む。以下同じ。）を整備する場合は、ＦＭラジオ放送を行う既設の地上基幹放送局の放送区域の内外を問わず、整備しようとする当該中継局の放送区域において生じている難聴の解消を目的とするものであること。

＜参考１　補完対象局の放送区域と整備中継局の放送区域＞

（注 1）「難聴」とは、以下のいずれかに該当するものをいう。

① ＦＭ補完中継局を整備する場合は、補完対象局の放送区域において、平成 23 年総務省告示第 284 号（中波放送を行う基幹放送局の地上波電界強度を定める件）に規定する基幹放送局の電界強度を満たさない地点があること。また、ＦＭ補完中継局以外の中継局を整備する場合は、ＦＭラジオ放送を行う既設の地上基幹放送局の放送区域の内外を問わず、整備しようとする当該中継局の放送区域において、平成 23 年総務省告示第 285 号（超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の地上波電界強度の値を定める件）に規定する基幹放送局の電界強度を満たさない地点があること。

② ＡＭラジオ放送又はＦＭラジオ放送を行う既設の地上基幹放送局の放送区域において、電気雑音の影響や外国波混信等によりラジオ放送の聴取が困難と判断される地点（平成 23 年総務省告示第 279 号（登録検査等事業者等規則第 20 条及び別表第７号第３の３(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）第３項第３号の表３の項(3)の受信状況の評価が２以下である地点）があること。

（２）申請者の直近年度のラジオ放送事業に係る収支が赤字の場合であり、収支改善等の経営基盤強化に向けた取組みを行っている場合は、中継局の整備がこれらの取組みの障害にならないものであること（申請者が特定地上基幹放送事業者等である場合に限る。）。

（３）ＦＭ補完中継局を整備する場合は補完対象局、ＦＭ補完中継局以外の中継局を整備する場合は整備しようとする当該中継局の放送区域において、難聴が継続的かつ一定程度の連続性を持って地域的に存在することが客観的に確認できること。

（４）整備しようとする中継局（以下「整備中継局」という。）の空中線電力が難聴解消のために必要最小（注 2）のものであること。

（注 2）「必要最小の空中線電力」とは、難聴が発生している地域において平成 23 年総務省告示第 285 号に規定する電界強度を確保するために必要最小のものをいう。

（５）整備中継局に係る無線設備等の共同設置を行うものであること（ただし、特段の事情により共同設置が困難であると認められる場合はこの限りではない。）。

３　整備事業の全体フローチャート

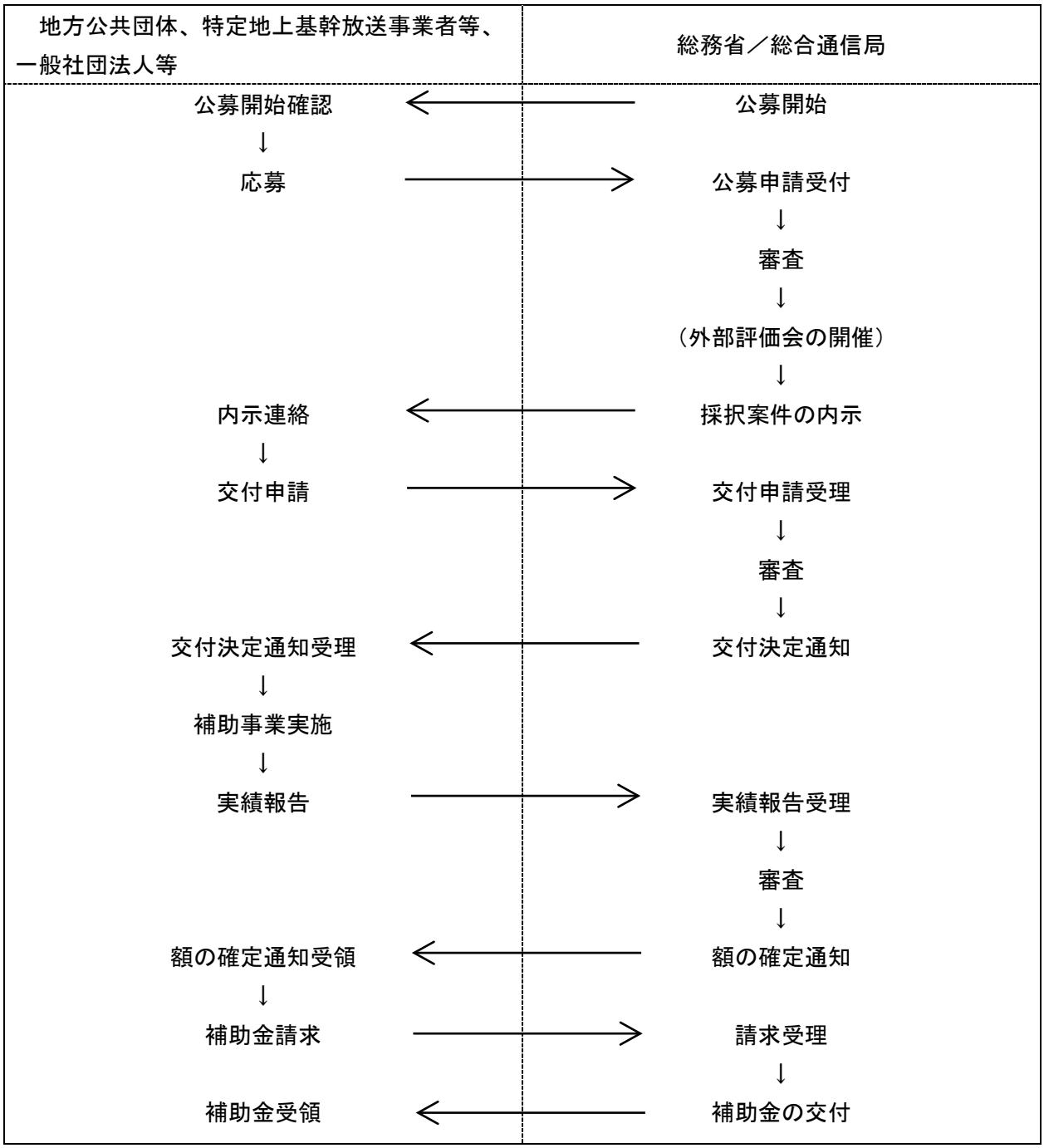

４　整備しようとする中継局の開設目的と補助率の適用関係

本事業による中継局整備事業は、①都市型難聴対策事業（補助率２分の１）、②外国波混信対策事業（補助率３分の２）及び③地理的・地形的難聴対策事業（補助率３分の２）であり、補助率が異なる他、本事業の対象外のものとして、災害対策を目的とするＦＭ方式によるＡＭラジオ放送の補完中継局の開設が認められている。

このため、整備中継局の開設目的と本事業の補助率の適用関係について、以下のとおり整理することとする。

（１）整備中継局の開設目的が都市型難聴対策及び外国波混信対策（又は地理的・地形的難聴対策）であり、都市型難聴と外国波混信（又は地理的・地形的難聴）の発生地域が異なる場合……補助率は２分の１

（２）整備中継局の開設目的が都市型難聴対策及び外国波混信対策（又は地理的・地形的難聴対策）であり、都市型難聴と外国波混信（又は地理的・地形的難聴）の発生地域が同じ場合
……補助率は３分の２

（３）整備中継局の開設目的が難聴対策及び災害対策である場合
中継局の放送区域に難聴地域のみが含まれる場合……補助対象とする
中継局の放送区域に難聴地域以外の地域が含まれる場合…補助対象としない
＜参考２　整備中継局の開設目的と補助率の適用関係＞

５　その他

中継局の整備に当たっては、電波法、森林法（昭和２６年法律第２４９号)、自然公園法（昭和３２年法律第１６１号)、その他の法的対応が必要となる。円滑に事業を進める観点から、事業実施主体はこれらの手続の対応期間・処理期間を念頭において、前年度中から関係機関に相談していくこと。また、これらの手続に際しては事業の必要性に関する技術的裏付けが求められるため、地方公共団体等が事業主体となる場合は、相談の段階から関係する特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者（以下「放送事業者」という。）が積極的に関与していくこと。

なお、補助金の効率的執行及び補助金関係事務の効率化の観点から、申請に当たっては、実施主体を連携主体とすることを強く推奨する。

【参考１－１】補完対象局の放送区域と整備中継局の放送区域

○「民放ラジオ難聴解消支援事業 執行マニュアル」
　Ⅰ　総論
　　２　補助金の対象について
　　(1)　FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局（電波法（昭和25年法律第131号）第5条第5項に規定する受信障害対策中継放送を行う中継局（以下「受信障害対策中継局」という。）を含む。以下「FM補完中継局」という。）を整備する場合は、当該AMラジオ放送を行う既設の地上基幹放送局（以下「補完対象局」という。）の放送区域において生じている難聴の解消を目的とするものであることとし、FM補完中継局以外の中継局（受信障害対策中継局を含む。以下同じ。）を整備する場合は、FMラジオ放送を行う既設の地上基幹放送局の放送区域の内外を問わず、整備しようとする当該中継局の放送区域において生じている難聴の解消を目的とするものであること。
　　(2)～(5)　（略）

１　整備中継局がＦＭ補完中継局である場合

①　難聴地域が補完対象局の放送区域の内側にある場合

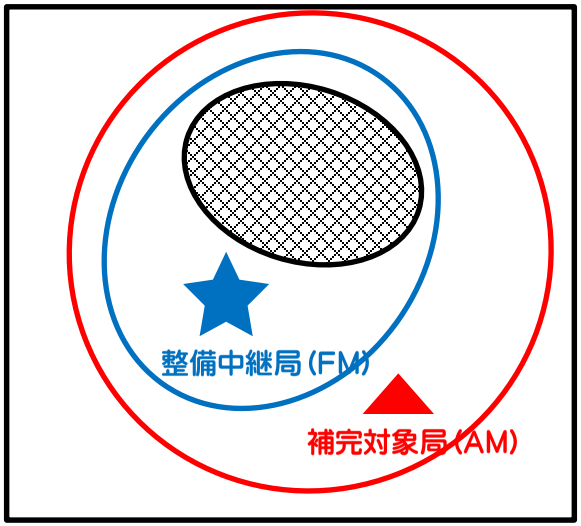

補助対象とする

②　難聴地域が補完対象局の放送区域の外側にある場合

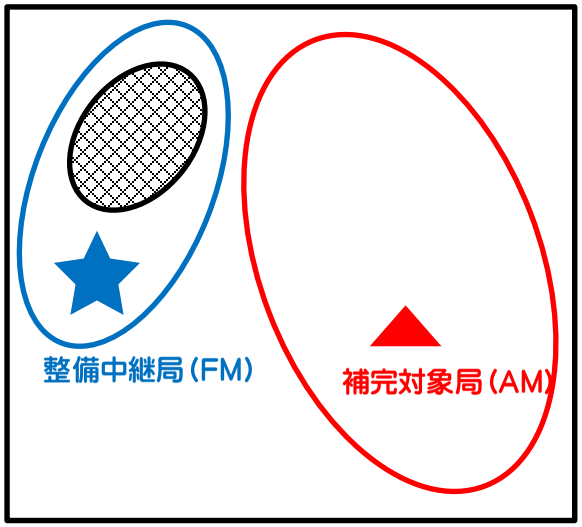

補完対象局の放送区域

整備中継局の放送区域

難聴エリア

補助対象としない

【参考１－２】補完対象局の放送区域と整備中継局の放送区域

２　整備中継局がＦＭ補完中継局以外の中継局である場合

①　難聴地域が<u>既設局の放送区域の内側にある場合</u>

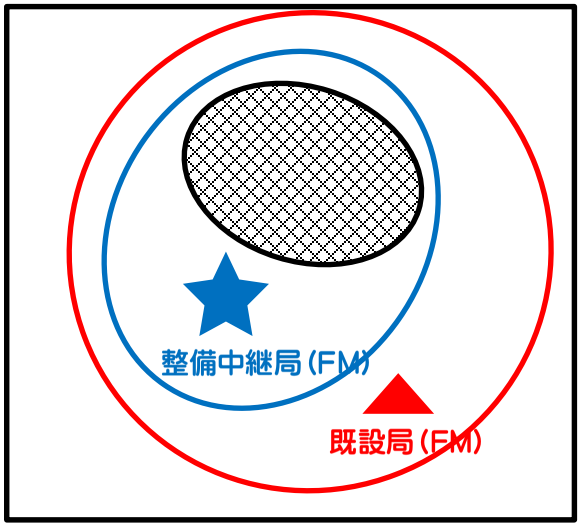

補助対象とする

②　難聴地域が<u>既設局の放送区域の外側にある場合</u>

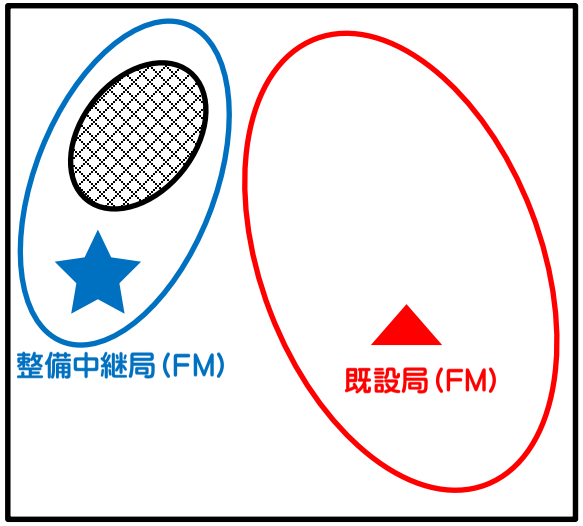

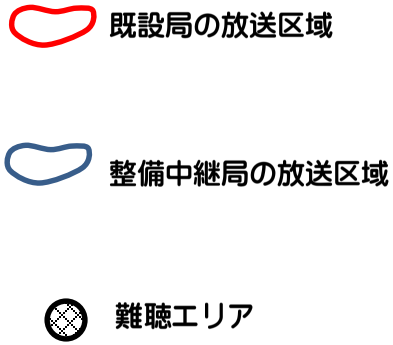

補助対象とする

【参考2】整備中継局の開設目的と補助率の適用関係

○「民放ラジオ難聴解消支援事業」の補助率

（１）都市型難聴　　１／２
（２）地理的・地形的難聴　　２／３
（３）外国波混信　　２／３
※ 災害対策　　補助対象外

（１）整備中継局の開設目的が
都市型難聴対策及び外国波混信対策
（又は地理的･地形的難聴対策）であり、
都市型難聴と外国波混信（又は地理的･地形的難聴）の発生地域が異なる場合

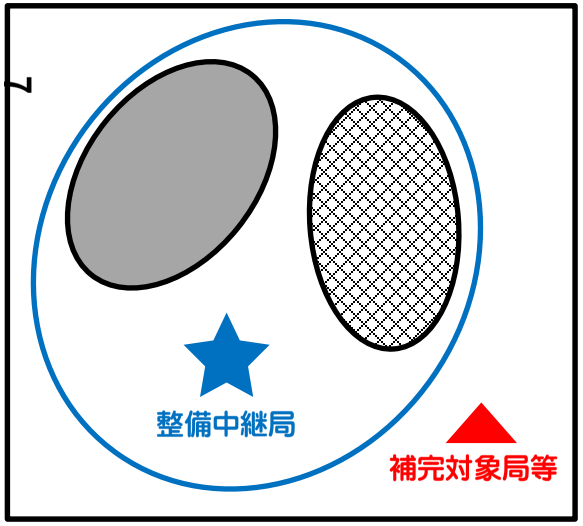

補助率は１／２とする

（２）整備中継局の開設目的が
都市型難聴対策及び外国波混信対策
（又は地理的･地形的難聴対策）であり、
都市型難聴と外国波混信（又は地理的･地形的難聴）の発生地域が同じ場合

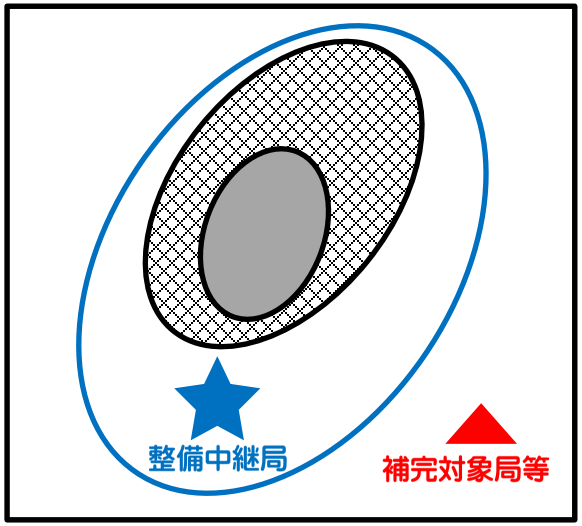

補助率は２／３とする

(3) 整備中継局の開設目的が
難聴対策及び災害対策である場合

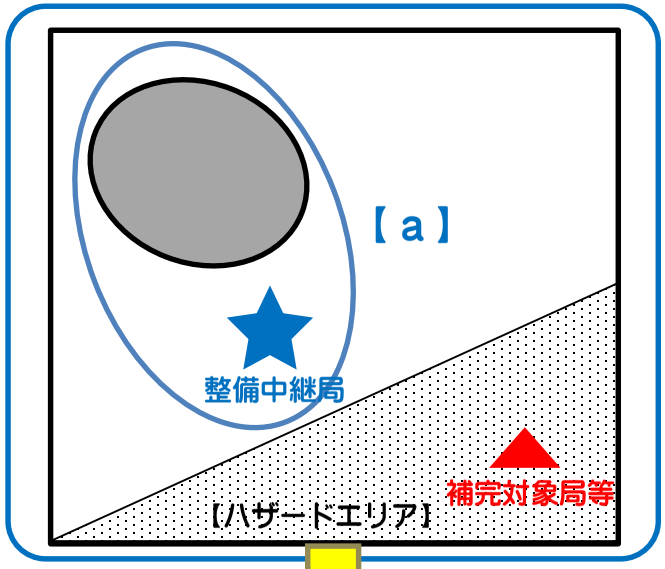

a　整備中継局の放送区域に難聴地域のみが含まれる場合
　……補助対象とする
b　整備中継局の放送区域に難聴地域以外の地域が含まれる場合
　……補助対象としない

整備中継局の放送区域　　都市難聴（補助率１／２）　　外国波混信（or 地理的･地形的難聴）（補助率２／３）

Ⅱ　交付申請事務について

１　事業実施期間

（１）単年度事業

本事業は単年度事業であり、事業は原則として年度内に完了しなくてはならない。整備事業の完了日とは、都道府県又は市町村が事業主体の場合は工事の検査を完了した日、放送事業者又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）が事業主体の場合は工事の竣工日を指す。また、事業完了日には、単に施設・設備の工事が完了しているだけではなく、整備された施設・設備を用いて放送サービスを提供する見通しがたっている状態であることが求められる。

（２）年度内執行について

整備事業は交付申請書に記載した完了予定日までに終えることが必要である。翌年度への繰越は原則として認められない。仮に、事業の実施上のやむを得ない事情が発生した場合であっても、財政当局等に対して合理的な説明を求められることとなるので、事前に総務省に相談すること。

２　交付対象経費

（１）交付対象経費については、以下の点に留意した確認を行うことが求められる。

①　整備中継局の施設・設備は事業の目的の達成のために真に必要なものか。

・補助の対象は、個々の事業内容にかんがみて、その事業の目的の達成に最低限必要となる施設・設備とし、それ以外のものは、交付対象とならない（放送開始のために必要とは言えないもの、使用時期が未定、使用目的や効果が不明確　等）。

・設備の設置にあたっては放送法関係法令において耐震対策として定める措置を満たすこと。放送法関係法令において耐震対策として定める措置を越える措置は、原則、交付対象としない。放送法関係法令や交付要綱等の趣旨を踏まえて、耐震性を確保する必要性や設置工法について検討すること。

②　用地取得費・道路費は、施設の整備に真に必要なものであり、かつ、必要最低限の費用であるかどうか（用地取得費のうち、土地の購入代金については、土地の評価額の上昇可能性にかんがみ、原則として交付対象として認めない）。

・補助金で整備しようとしている中継局に関係のない用地の取得や工事に係る費用が含まれていないように注意すること。

③　調査設計費や撤去費は、施設の整備に必要な最低限の費用であるかどうか。

・特に調査設計費や撤去費等については、補助金の目的から逸脱していないか、著しく過大となっていないかを確認すること。

（２）施設・設備費について

交付対象は、中継局の運用に必要となる施設・設備の整備に要する経費に限定される。

（１局所で複数の事業者が整備する場合において、１者のみが特定の設備を設置する場合等においては、当該特定の設備の必要性を十分に精査すること。）

①　施設・設備の設置に要する経費について

中継局整備における鉄塔、局舎等の建築部材、空中線、送受信機等の放送機器といった、補助事

業者の固定資産となる物品の設置に係る経費が対象となる。

② 附帯施設の設置に要する経費について

上記①に該当するもののほか、交付要綱に記載されている附帯施設についても、その設置に係る経費が対象となる。

③ 附帯工事費について

附帯工事費は、中継局整備に係る経費のうち、主に工事作業に必要となる経費全般のことをいう。具体的には以下のような経費が対象となる。

ア　施設・設備の建設、据付工事、進入路工事や基礎工事に係る経費等

イ　調査設計費：交付決定後に契約し、実施する現場調査、詳細設計等に係る経費（調査、設計、施工に付随して必要となる電柱共架等許可申請、道路の利用等に係る官公庁への手続等の代行等の費用を含む。）。ただし、事業実施主体が自らこれらの調査設計等を行う場合の事務費・旅費等は補助対象とならない。

ウ　改修補強費：施設及び電柱（自営柱、電力柱、ＮＴＴ柱等）等の改修・補強等の工事に係る経費等。ただし、電力柱やＮＴＴ柱等他者の所有物の改修・補強については、経費負担が必要となる理由を示すこと。

エ　設備等の撤去に係る経費：撤去費については、建物等の既存の設備等を撤去しなければ本事業を遂行できない場合等、本事業を実施するために直接必要があると認められる場合に限り、補助対象とする。跡地利用計画がなく更地にする場合等、新施設の建設事業と一体として実施するものでない解体工事については補助金の対象とならない。

オ　諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）：中継局を整備する際に必要となる諸経費を補助の対象とする（本マニュアル「Ⅱ４（３－２）②キ」参照）。

（３）用地取得費・道路費について

①　用地及び道路の整備に要する経費

鉄塔や局舎等の整備に当たって必要となる不動産の購入や用地の造成、道路の整備等の経費については、必要最小限の範囲内で補助対象とする。道路の整備については、必ずしも最短の経路である必要はないが、整備の必要性を合理的に説明できる経路・距離であることが求められる。この範囲において、中継局の整備に伴って必然的に整備が必要となる作業道・索道や、局舎の運用以外の利用が予定されない道路等も補助対象として認められる。

②　附帯工事費

上記①を実施するための工事及び当該工事に係る諸手続、測量の代行に係る経費を補助対象とする。ただし、事業実施主体の社員の給与（事務費等の人件費）や出張に係る経費等については、地方公共団体の事務費の取扱い同様に、請求関係が明らかでないことから補助対象とならない。

「（３）用地取得費・道路費」のうち、土地購入に係る費用については、原則補助対象として認めない。補助対象とする申請についてはあらかじめ本省に相談すること。

（４）補助対象となる設備の取扱いについて

中継局整備について、限られた予算の中で可能な限り多くの要望に対応するため、本事業における以下の設備の取扱いについては下記のとおりとする。

なお、補助の可否については、本事業の目的に照らして真に必要な設備であること（例：放送の維持のために、常時又は定期的に使用するかどうか）を判断の基準として留意すること。

おって、本項の記述は中継局の整備内容を制限するものではなく、また、本事業の対象外の中継局の整備内容を制限するものでもない。

① 送受信機について

本事業による補助を受けて同一局所において複数の中継局を整備する場合は、原則として送受信機を同一の調達先（メーカー）から調達すること。中継局ごとに異なる調達先から調達しようとする場合は、

・当該局所の整備において送受信機を同一の調達先から調達するより、中継局ごとに異なる調達先から調達することが費用削減につながる合理的な理由

・中継局ごとに異なる調達先から調達せざるを得ない技術的な理由

のいずれかが示されない限り認めない。

② 予備送受信設備について

補助対象とする予備送受信設備（空中線を除く。以下同じ。）は、当該局所の１系統のみを補助対象とする（接続された予備送受信設備がない場合は、当該局所内に保管されている接続されていない予備送受信設備一系統分を対象とする。）。

なお、補助財産の有効活用の観点から、接続されていない予備送受信設備については、容易に接続して使用できる状態のもの（ラックに収容されていることが望ましい。）であって、本体の送受信設備との間でローテーション使用を行うことが望ましい。

【参考例】補助対象となる予備送受信設備の考え方

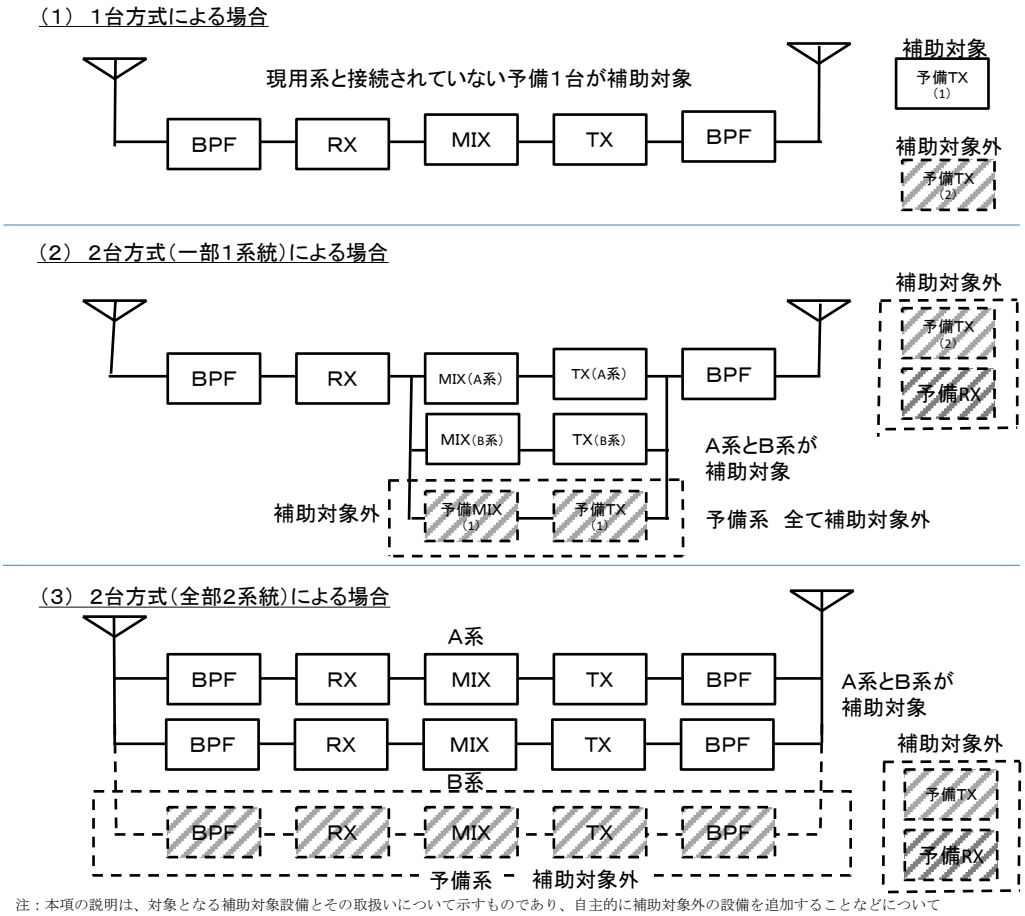

注：本項の説明は、対象となる補助対象設備とその取扱いについて示すものであり、自主的に補助対象外の設備を追加することなどについて縛るものではないので、念のため申し添える。

③　予備品について

原則、予備品は補助対象としない。

④　監視装置、制御装置、警報装置（以下「監視装置等」という。）について

同一中継局所において補助金を受けて整備する中継局が複数あり、当該局所に整備される監視装置等の費用がそれぞれ異なる場合は、監視装置等の補助対象経費の上限を、当該局所に整備される監視装置等のうち最も安価な費用とする。なお、この費用は設備費と工事費を合算した費用を対象とする。

ただし、監視サービス等を利用する場合の加入金や委託監視を行う場合の委託料金は補助対象外とする。

⑤　完成図書について

完成図書は１事業につき１セットの費用を上限として補助対象とする。

※連携主体の場合は、１放送事業者につき１セットの費用を上限とする。

（５）本事業における具体的な補助対象設備及び補助対象経費

メニュー		内容及び施設・設備例
（ア）送信所		
	① 局舎	放送の送受信及び中継等の拠点となる局舎施設 ・　放送設備を収容する局舎（屋根、壁、床、基礎がある建物施設又は収用シェルター） ・　放送設備を収容するボックス（鉄塔や電柱などに取り付けるものを含む） 対象となる施設に係る工事項目は次のとおりである。 ・　局舎及びボックスを新設する工事（基礎工事、局舎建設工事、屋根防水工事、内装工事、ラダー工事、照明・コンセントなど電気配線工事、接地工事、換気扇・空調工事、消火設備等） ・　既存局舎及びボックスを改修・増設する工事（間仕切り工事、放送設備を収容するためのスペース拡張工事、その内装改修工事、ラダー改修・移設・増設工事、照明・コンセントなど電気配線改修・移設・増設工事、接地工事、換気扇・空調工事などの設備改修・移設・増設工事、消火設備の改修・移設・増設工事、局舎の強度補強工事、その他既存設備を改修・移設する工事等）
	② 鉄塔	放送の送受信及び中継等の拠点となる鉄塔施設 対象となる施設に係る工事項目は次のとおりである。 ・　鉄塔の新設工事：鉄塔を新設する工事（最低限必要な機能、構造が対象となる） ・　既存鉄塔の改修工事：既存鉄塔を使用するために改修する工事 ・　既存鉄塔の強度補強工事：既存鉄塔の強度確保するための改修工事
	③ 外構施設	局舎及び鉄塔施設を使用するために必要な柵、フェンス、擁壁、外部から引き込まれるケーブル配管、ハンドホール、排水設備、舗装、防草対策（防草シート等）、取り付け道路整備
	④ 受電設備（電力引込み送電線を含む。）	電力会社等から電源供給された電源を、放送の送受信及び中継等に安定使用するための設備 ・　受電柱、高圧受電設備、受電盤、配電盤、分電盤、変圧トランス、耐雷設備等

	⑤ 送受信アンテナ	放送の送受信及び中継等に必要となるアンテナ設備 ・ 送信用アンテナ（スーパーターンスタイルアンテナ、双ループアンテナ、八木アンテナ、整合回路、分配装置、給電線、避雷装置、空中線切り替え装置、上・下給電装置等） ・ 受信用アンテナ（八木アンテナ、リングアンテナ、整合回路、分配装置、給電線、避雷装置等） ・ 中継用アンテナ（パラボラアンテナ、整合回路、分配装置、給電線、避雷装置等） ・既設送受信アンテナを共用するために必要な設備（空中線共用装置等）
	⑥ 送受信機	放送の送受信等に必要となる送受信設備 ・ 信号生成装置（レベル調整装置）、変調器、受信装置、周波数変換装置、電力増幅装置、電力合成装置、出力フィルター、疑似空中線等
	⑦ 中継回線設備	放送の中継等に必要となる中継回線設備 ・ 中継送受信装置、周波数変換装置、電力増幅装置、電力合成装置、出力フィルター、疑似空中線等
	⑧ 伝送用専用線（専用線引込み線及び端末装置を含む。）	放送の中継等に必要となる伝送用専用線設備 ・ 回線終端装置、伝送線路設備（光ファイバー、同軸ケーブル）、回線交換装置、ルーター、L2/L3 スイッチ、保安装置等
	⑨ 電源設備	放送の送受信及び中継等に必要となる電源設備 ・ 耐雷トランス、整流電源装置、安定化電源装置、高調波フィルター、無停電電源装置、蓄電池、非常用発電装置、電源切り替え盤、燃料タンク等
	⑩ 監視制御・警報・測定装置	放送の送受信及び中継等に必要となる監視制御・警報・測定装置 ・ システム監視制御装置、システム警報装置、アラーム通報装置、遠隔監視装置、空中線監視装置、放送番組モニター、電力監視計、測定装置等
（イ）その他事業を実施するために必要な経費		－
上記に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費		交付要綱別紙のとおり。
附帯工事費		事業の工事全般に係る以下の経費 ○調査設計費：決定後に実施する現場調査、詳細設計（注） ○施工・構築費（注） ○改修補強費：施設および電柱（自営柱、電力柱、ＮＴＴ柱等）等の改修・補強に係る費用 ○諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）

（注）調査、設計、施工に付随して必要な電柱共架許可申請、道路・官公庁手続き・申請、自営柱・無停電電源柱用地交渉や旅費等の費用一切を含む。

（６）補助対象とならない経費等

交付要綱で交付対象とされる費用であっても実施する事業の目的に沿わな	○工具（当該中継局に常置しないもの） ○測定器（当該中継局に常置しないもの） 等

いもの又は使用目的や効果が不明確なもの	
交付決定前に実施した工事費用等	事前着工については、交付決定日より前に締結された契約及び工事着工をいう（交付決定日前に締結された契約とは、契約日又が交付決定日前のことを指す。）。また、申請書作成のための見積作成費用・現場調査費用等で、交付決定前に行われたものは交付対象とならない。よって、何らかの理由により交付決定日より前に工事に着工する場合は、交付決定日より前に着工した工事のすべてを補助対象外とすること。
消費税	放送事業者が事業実施主体の場合には対象外とする。
事務費	地方自治体が事業実施主体である場合の地方事務費等は交付対象外である
ランニングコスト	○共架費（電柱使用料） ○各種機器等の保守・維持管理費用 ○電波利用料 ○リース（リース会社からサーバなどの機器をリースして設置する等）によるもの ○中継局用地の賃借料 ○保守サービス、監視サービス等のサービス加入料金 等

注　工事着工とは

一般的に補助事業において工事を発注する場合、①工事内容を複数の業者に提示、②入札（又は合い見積もりの提出）、③落札者（又は契約者）決定、④最低価格を提示した業者と契約（契約書の交付）、⑤現場工事に着手、の順に手続が行われる。この手続中、①、②及び③（Ⅲ　１　契約準備行為　参照）は交付決定前に行っても補助対象となるが、④及び⑤は交付決定後に行わなければ補助対象経費とはならない。

３　交付対象外の民放・ＮＨＫ中継局と共建する場合の費用の切り分けの考え方

交付対象外の他局と共同建設する場合の費用の切り分けについては、費用を按分することが原則であるが、対象施設（設備）で区切る、費用を折半するなどといったことも想定される。少額であっても交付対象外の他局に補助金による支援が発生しないように配慮した上で、それぞれの事業内容等を勘案した合理的な方法を採用すること。

４　交付申請書の作成のポイントについて

交付申請及びそれに伴う交付決定は、整備事業の実施内容と事業費を決定するものである。したがって、実施内容及び事業費を変更することは、原則として交付要綱第１０条に基づく変更承認を得ずしては認められないので、その点を念頭において作成すること。

（１）提出書類について

①　申請書の構成

以下の資料を順番に編纂のこと。

ア　申請書（交付要綱様式第１号）

イ　整備計画書（別添１）

ウ　契約予定内容に関する調査票（別添２）

エ　見積書（別添３）

オ　添付図面

カ　口座設置届出書（別添４）

キ　免許申請確約書（別添５）

ク　参考資料

※　共建の場合は、後述の（３－２）に示すとおり、費用按分の具体的方法を整理した文書を必ず添付すること。

※　ＦＭ補完中継局を整備する場合は、補完対象地域において、AM放送の放送内容がＦＭ放送で聴取可能となることを地域住民等に十分に周知啓発するための具体的な取組内容（当該ＦＭ補完中継局の周波数が、９０ＭＨｚ超の周波数帯の場合には、当該周波数帯対応のラジオ受信機の普及促進に係る内容を含む。）、スケジュール等をまとめた資料（様式適宜）を添付すること。

※　この他、必要に応じてア～キを補足する説明資料（理由書等を含む）を添付すること。審査の際に必要資料の提出を求めることがある。また、補助事業が地方公共団体（県域・広域放送については都道府県、コミュニティ放送については市区町村）の意向を反映したものである場合（地方公共団体が定める国土強靭化地域計画に沿ったものである場合、地方公共団体に事業の必要性を確認したものである場合等）は、その内容がわかる資料（国土強靭化地域計画の抜粋、地方公共団体の確認書等）を添付のこと。なお、地方公共団体において、国土強靭化地域計画を策定済（交付決定時までに策定見込みである計画を含む。）である場合は、補助事業の採択に当たって、評価（加点）の対象とする。

②　構成上の留意点

ア　申請書は正本（交付要綱様式第１号。代表者の押印があるもの）と副本（正本をコピーしたもの）の２部を提出すること。

イ　交付要綱様式第１号により作成する申請書かがみ、同様式別紙１「補助事業の概要」及び別紙２「工事概要書」、見積書、添付図面等は内容が一致しているかどうか、必ず確認すること。

ウ　交付対象外の他局との共同建設を実施する場合は、補助事業と別事業との区分が分かるように

すること。また、概要図、見積書等については、対象部分が分かるよう記載又は色分け等をすること。

エ　交付要綱に定める様式の他、放送事業者以外が事業実施主体となる場合には、本事業により整備する放送局の免許申請確約書を添付すること。

（２）申請書様式（交付要綱様式第１号）の作成について

使用する様式は、交付要綱様式第１号、第１号別紙１第１２、別紙２である。

別紙１第１２の補助金申請額を記載する欄について、各経費区分ごとに千円未満の切捨てをせず事業費全体の補助率を掛けた額が合計額となるよう、各経費区分ごとの補助金額について端数処理（四捨五入等）をすること。

なお、放送事業者が実施主体（連携主体を含む。）であって、地方自治体が費用負担する場合については、備考欄にその内容を記載すること。

また、「１　補助事業の目的」には、本補助事業の目的に加え、想定される災害を記載のうえ、本補助事業による難聴対策を通じた災害時におけるラジオの有用性についても記載すること。

（３－１）見積書の作成について

①　見積書は、工事業者・機器メーカー作成の見積書に加え、別添３による総括表と内訳表の二つを作成すること。総括表と内訳表は整備事業実施主体が自ら作成すること。

②　見積書は、必ず工事業者・機器メーカー作成の見積書どおり記載し、作成・提出すること。（物品費や工事費などの区別を行う必要は無く、見積書どおり記載すること。）

③　別添３の見積書に記載する費目が本マニュアルⅡ２の交付対象範囲・経費に合致しているか必ず確認すること。判断が難しい場合は必ず総務省へ確認すること。

（３－２）　見積書作成時の留意点

①　総括表について

ア　事業実施主体名を記載し、押印すること。連携主体の場合は連携する全事業者を記載し、代表実施主体名及び代表者が分かるように記載をすること。

イ　本見積書を作成した日付を記載すること。日付が古いものについては見積りに係る仕様が申請時までに変更が発生していないか、補助事業者において確認をすること。総務省からも確認することがある。

ウ　件名は「令和〇〇年度民放ラジオ難聴解消支援事業」、事業名は「株式会社〇〇中継局整備事業」と表記すること。

エ　中継局整備を複数者が請け負う場合は、項目欄に請負業者名及びその工事等の概要を記載し、見積額を記入すると。

　なお、見積りに交付対象外のものがある場合は、その内容及び金額を記入すること。（記載例は別添３参照）

②　内訳書について

ア　業者見積りに記載された順序どおりに記載すること。複数の業者が請け負った場合は、Ａ者の見積書の後にＢ者の見積書を記載すること。（記載例は別添３参照）

イ　経費の明細が把握可能なレベルの費目を盛り込むこと。

・各機材・資材、工事項目について、交付対象、交付対象外の区別を明確にすること。

・〇〇一式△△円となっている場合は、可能な限りその内訳を記載すること。特に労務費については一式で丸められて計上されたものは認めない。

ウ　同一事業者が複数局所を整備する場合は、物品単価や工事単価を統一すること。

エ　購入機器と取付数量等の対応関係に留意すること（詳細は別添３見積書を参照）。

オ　工事費は、「単価×数量（人数、日数等）」で算出すること。歩掛や按分等を行っている場合は、何の基準に基づいたものか確認できるよう見積書の備考欄に説明を加えること。

カ　交付対象外の他局と共同建設して費用を按分する場合は、按分の考え方とその計算方法を見積書に記載すること。按分の考え方については按分比率の算出根拠を備考欄に記載し、加えて共同建設に関する基本契約書等の書類を添付すること。

キ　諸経費（共通費：共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等）については、直接工事費等の率計上とする場合には、何の基準に基づいているか確認出来る資料を添付すること。率計上によらず必要な経費を積上げる場合は、経費の内訳が確認できるよう、細目を明らかにすること。

ク　撤去費・移設費については、既存施設を撤去・移設しなければ新施設の建設事業が実施できないなどの事情が確認出来る資料（交付対象とする撤去工事の範囲が確認できる図面等）を添付すること。放送に必要な施設・設備の設置に際して阻害要因となる施設・設備でない限り、元々ある施設・設備の撤去にかかる費用の計上は認めない。

ケ　費用の計算の際は、１，０００円未満の端数は四捨五入等の基準による切上げ処理はせず、経費区分（施設・設備費／用地取得費・道路費）ごとに切捨て処理を行うこと（表計算ソフトでは表示されている数値とは異なり、自動で切り上げ処理がされる場合があるため注意すること。）。

コ　工事業者が作成した見積書については、見積書の宛名が補助事業者であること。なお、複数の放送事業者が共同で中継局を整備する場合においても、工事業者が作成する見積書は補助事業者

毎に単独の見積書を作成するか、見積書の詳細項目毎に事業者毎の費用を明記させること。

（４）契約予定内容に関する調査票（別添２）

随意契約（プロポーザル方式及びコンペ方式、見積合わせ方式も含む。）による場合、なぜ随意契約とすることが必要なのかを明確に記載すること。

また、いずれの契約方式を予定していても、合い見積もりが取得できない合理的な説明がない限り、合い見積もりを取得した上で申請をすること。ただし、契約準備行為として交付申請前に入札を行った場合を除く。

発注は、１局所１契約の発注とし、分割発注をしないことが望ましい。ただし、一契約の発注だと随意契約とならざるを得ない場合（例：これまで導入した監視装置との接続の関係上、監視装置は随意契約にせざるを得ず、他の工事も一契約の発注だと随意契約となってしまう場合）に、随意契約部分の発注を切り離して、残った部分の発注が競争入札となる場合であって、結果として工事費全体が安くなる場合においては、分割発注を可とする。

例　分割発注を認める例

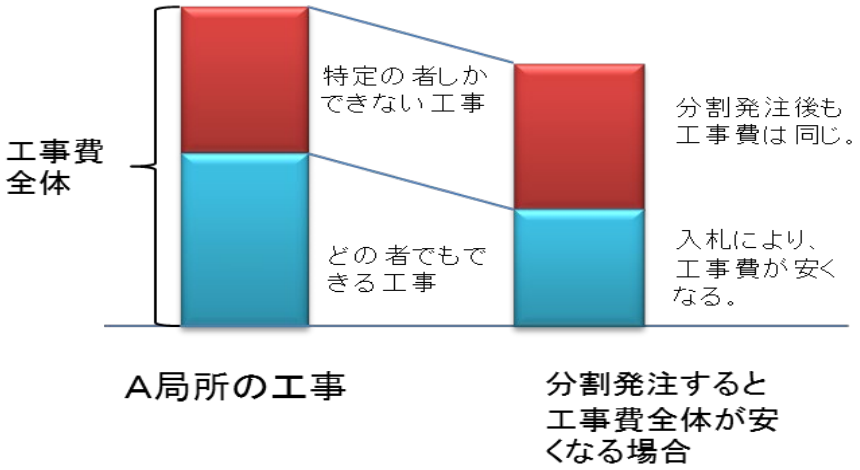

（５）添付図面について

①　添付図面は、補助金で整備する施設・設備の内容を把握できるものとすること。

②　添付図面には「図面名」「凡例（記号、色等の説明書き）」等を必ず記載し、補助対象となる部分と補助対象外となる部分を色分けすること。第〇期工事等と複数の工期がある場合や他事業者と共建の場合は、本補助金によって整備する部分が容易にわかるようにすること。

②　添付図面は、整備エリアの地図、用地付近の見取図、設計の概要図（鉄塔、局舎の立面図・平面図、伝送路線路図等（寸法も記載のこと））、放送機器系統図、放送機器設置図、放送エリア図（コンタ図）で構成すること。

③　添付図面に記載された機器等と見積書との整合性（機器名称の統一等）がとれていること。

５　その他

本事業に応募する場合、申請書提出前に提出先である総合通信局等に申請内容について事前相談することとし、総合通信局等の指示に従い、申請書とは別に周波数の割当て検討に必要な資料を提出すること。

６　耐震性の確保について

会計検査院から、平成 29 年 10 月 24 日付で通信・放送ネットワークの耐災害性強化等を目的として実施している補助事業について、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 36 条の規定に基づく改善の処置要求があった。

実施主体においては、補助事業の実施に当たり、放送法関係法令等に基づく耐震対策がより一層徹底されるよう、所要の耐震性確保の検討に配慮し、当該処置要求における検討事例及び留意点を活用すること。

（会計検査院プレスリリース URL）
平成 29 年 10 月 24 日「会計検査院法第 36 条の規定による処置要求」
http://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/29/h291024_04.html

Ⅲ　契約について

事業実施主体は交付決定の通知後、工事業者・機器メーカー等と事業に関する契約を締結する。

１　契約準備行為について

交付決定前において、事業実施主体は契約準備行為として次に掲げる行為を行うことが出来る。

○　入札公告
- 入札参加資格、入札場所、入札日時、その他入札に必要な事項（業務概要、要件定義書・入札説明書の入手方法、参加表明書・技術提案書の提出方法等）の公告
- 入札無効条件の公告

○　入札に関する詳細情報の提供
- 入札説明書・要件定義書の交付
- 参加表明書（申請書）の作成・提出に関する留意事項
- 質問書の受付及び回答

○　参加表明書（申請書）、参加資格の確認

○　入札／開札／落札者決定

２　契約について

本事業の各種契約（委託契約・請負契約等）は、交付決定通知日以降に単年度契約で締結しなければならない（交付決定日より前に締結された契約については、いわゆる事前着工であり、補助金の対象事業費とは認められない。）。

契約形態については、都道府県、市町村においては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条及び第１６７条の２の規定により原則として一般競争入札、限定的に指名競争入札または随意契約とすることとなっている。また、他の事業主体においてもこれに倣って、原則として一般の競争に付し、整備事業の運営上、一般競争入札又は指名競争入札が困難な場合のみ、随意契約を認める。

契約を随意契約とする場合は、実施主体が地方公共団体か否かを問わず、随意契約とする理由がやむを得ないものであることを明らかにすること（「契約予定内容に関する調査票（別添２）」に契約内容及び方法について記載すること。）。

また、工事の発注に当たっては、工事発注仕様書等において工事業者が遵守することとして掲げる、関係法令や日本産業規格（JIS）、その他公表されている各種の共通仕様書等の最新の要件を確認すること（工事発注仕様書等において「○年○月版△△△共通仕様書」等、明記することが望ましい。）。工事の完了検査に当たっても同様に、各種規定の要件を満たしているか確認すること。

Ⅳ　事業計画変更等について

１　事業計画変更等について

（１）事業内容の変更について

交付決定を受けた後において事業内容を変更しようとするときは、交付要綱第１０条に基づき原則として総務大臣の承認が必要である。交付決定後に事業の変更を行う必要があるときは、軽微な内容でも総務省に相談すること。

また、交付決定後の詳細設計等の過程で事業の内容が変更となることがあるので、十分に留意すること。特に新規の用地を確保する事業の場合、承認を受ける必要がある事業の変更について、承認前に変更に着手した場合は、適正化法及び交付要綱の規定に基づき、交付決定の全部又は一部を取り消すこともあるので注意すること。

事業内容の変更は次のようなものがあり、交付要綱第１０条第１項（２）の各号に該当しない限り、変更承認申請が必要となるので留意すること。

・事業の目的の一部が変更となる場合
・施設の設置場所を変更する場合
・申請書（別紙含む）記載事項が変更となる場合（例として、工事概要書記載の敷地面積や海抜高、鉄塔高が変わる場合）
・放送エリア変更に伴いエリア内世帯数が変更する場合（事業目的の変更に該当）　等

（２）経費区分の変更について

補助金交付決定を受けた時点の経費区分から区分を超えた費用の変更がある場合は、交付要綱第１０条に基づき原則として総務大臣の承認が必要である。交付決定後に経費区分を超えた費用の変更がある場合は、必ず総務省に相談すること

（３）事故報告について

整備事業が交付申請に記載した予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は整備事業の遂行が困難となった場合は、余裕を持って総務省に相談することとし、完了日の１．５ヶ月程度前には事故報告書を提出すること。なお、整備事業の完了日とは、都道府県又は市町村が事業主体の場合は工事の検査を完了した日、放送事業者又は一般社団法人等が事業主体の場合は工事の竣工日を指す。

（４）事業の中止、廃止について

整備事業者等は交付決定を受け次第、事業遂行義務を負うが、客観的な事情変更等により事業の継続が不可能であると認められる場合には、中止又は廃止を承認せざるを得ないこともあるので、総務省に相談すること。

（５）交付決定の取消しについて

整備事業者の責に帰すべき場合には適正化法第１７条、帰すことのできない場合には適正化法第１０条により取り消すことがある。

Ⅴ　実績報告事務及び経理等について

１　実績報告書の作成と確認のポイントについて

実績報告書（以下「報告書」という。）は、整備事業が交付決定の内容に適合的に遂行されているか確認するものである。総務省では事業実施主体から提出された報告書を審査し、交付額を確定・事業実施主体に通知する。また、本報告書に基づき、政府関係各機関が中継局の実地検査を行う場合がある。この際、報告書の内容が事実に反していることが判明した場合は、補助金の返還を要求することもありうる。

（１）実施確認

事業主体は、報告書を提出するに当たっては、直接整備箇所に出向くなどできる限り目視により整備事業を実施した事実の確認すること。また、整備した機器に「令和〇年度無線システム普及支援事業費等補助金事業」と表示されているかどうかを必ず確認すること。表示は、適宜のプレート・ラベル等を機器に直接貼付したものとする（滅失したり剥がれたりしないようなものとすること。表札等で適宜表示することも可能)。

（２）提出書類について

①　報告書の構成

以下の資料を順番に編纂のこと。

ア　実績報告書（交付要綱様式第１０号）

イ　事業主体が作成する積算書（別添６参照）及び差異表（別添７参照）

ウ　工事請負契約等に係る総括表（別添８）

エ　添付図面（見取り図、設計の概要図等）

オ　口座設置届（交付決定時と変更がある場合のみ。別添４）

カ　調達を行った場合は、その事業者（以下「工事業者」という。）との契約書、着工届及び竣工届に類する書類の写し

キ　工事業者の請求書（又は領収書）の写し

ク　検査調書及びそれに類する書類の写し

ケ　添付写真（別添９参照）

コ　参考資料

サ　実績報告書審査表（別添１１）

※　共建の場合は、以下に示すとおり、費用按分の具体的方法を整理したペーパーを必ず添付す

ること。

※　ＦＭ補完中継局の補完対象地域において、ＡＭ放送の放送内容がＦＭ放送で聴取可能となることを地域住民等に十分に周知啓発するため、補助事業完了までに実施した具体的な取組状況（当該ＦＭ補完中継局の周波数が、９０ＭＨｚ超の周波数帯の場合には、当該周波数帯対応のラジオ受信機の普及促進に係る内容を含む。）をまとめた資料（様式適宜）を添付すること。また、補助事業完了後にも取組を予定している場合は、具体的な内容、スケジュール等をまとめた資料（様式適宜）を添付すること。

※　この他、必要に応じてア～ケを補足する説明資料（理由書等を含む）を添付すること。審査の際、総務省から必要資料の提出を求めることがある。

②　構成上の留意点

ア　報告書は正本（交付要綱様式第１０号。代表者の押印があるもの）と副本（正本をコピーしたもの）の２部を提出すること。

イ　交付要綱様式第１０号により作成する報告書かがみ、施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し、積算書、差異表、図面、写真添付図面等の内容が一致しているかどうか必ず確認すること。

ウ　工事業者の請求書には請求内訳付きのものとする。請求内訳は部材や工事工数等詳細に記載されているものであるか確認すること。なお、確定見積書を請求書の代わりに添付することはできないので注意すること。

エ　交付対象外の他局との共同建設を実施する場合は、補助事業と別事業との区分が分かるようにすること。また、概要図、請求書（又は領収書）、積算書等については、対象部分が分かるよう記載又は色分け等をすること。

③　提出について

事業実施主体は、整備事業が完了した日から１箇月を経過した日又は翌会計年度の４月１０日のいずれか早い日までに、総合通信局等へ①に掲げる書類を提出すること。ただし、事業完了日が年度末となっている案件については、事業実施主体は可能な限り早期の提出に努めること。具体的には、修正・文書処理期間を考慮した上で、２月末（締切日は翌年度の４月１０日。）までには提出することが望ましい。締切日時点での提出書類の内容が不十分である場合は、補助金支給が滞る場合がある。）。

（３）実績報告書の作成について

使用する様式は、交付要綱様式第１０号である。

変更承認を受けた事業については実績報告書に変更交付決定額を追記頂く必要があるため、記載方法について総務省に問い合わせること。

（４－１）積算書及び差異表の作成について

① 積算書は、工事業者・機器メーカー作成の請求書（又は領収書）を基に、総括表と内訳表の二つを作成すること。総括表と内訳表は整備事業主体が自ら作成すること。

② 積算書は、別添６の積算書記載例を参考に作成し提出すること。

③ 差異表は、別添７の差異表記載例を参考に作成し提出すること。記載する金額は交付申請時（変更承認を受けた場合は変更承認時）の「補助対象額」と実績時の「補助対象額」を記載すること。

（４－２）積算書及び差異表作成時の留意点

① 積算書に関する留意点は本マニュアルⅡ４（３－１）「見積書の作成について」に準ずる。

② 差異表に関しては、交付申請時の見積書（変更等の承認を届け出た場合は、変更承認申請時の見積書）と積算書の内容の差異が確認できるよう、「備考（差異理由）」欄に差異の生じた具体的理由を記入すること。差異の理由については、差異が発生した経緯を含めて第三者が確認しても理解できる説明とすること。

③ 申請時に申請の無かった項目が実績報告時に追加となっているような場合、その物品や工事等がなぜ申請時に申請されなかったのか、なぜ実績時に追加する必要があるのかについて、差異理由で十分な説明を記載すること。

④ 施工業者等の請求について、特に労務費等、流動要素の高いものについては実績と解離がないか精査を行うこと。

（５）添付図面について

① 添付図面は、補助金で整備した施設・設備の内容を把握できるものとすること。

② 申請時と整備内容が異なる箇所がある場合は、添付図面の中に示すこと。

③ 添付図面には「図面名」「凡例（記号、色等の説明書き）」等を必ず記載し、補助対象部分とそうでない部分を色分けすること。他事業者と共建の場合は、本補助金によって整備した部分が容易にわかるようにすること。

④ 添付図面は、整備エリアの地図、用地付近の見取図、設計の概要図（線路図等（寸法も記載のこと））、放送機器系統図、放送エリア図（コンタ図）で構成すること。

⑤ 添付図面に記載された機器等と請求書（又は領収書）、積算書、差異表、写真等との整合性（機器名称の統一等）がとれていること。

（６）添付写真について

①　作成の考え方

添付する写真は整備した機器の事実を確認できるもの[1]とする。写真には補助対象の範囲が分かるよう、赤枠で囲む等、印を付けること。工事黒板等と一緒に撮影されている場合は、表示している日付も確認すること。

なお、以下に類する写真は不要である。

・材料検収用写真、作業前、作業中の写真

②　写真作成の注意点

ア　写真の種類：フィルム写真又はデジタル写真によるカラー撮影とする。また、経年変色しない用紙で提出すること。

イ　編さん方法：写真はクリアシート等で整理し、機器名、機器番号、設置場所等の説明を各写真の見出しに入れること。

なお、写真に整備事業により整備した機器と別の機器が混在して写っている場合は、どの機器かが分かるように、クリアシート又は写真に油性サインペン等で囲むこと。

ウ　添付図面との符号：撮影した機器の位置を添付図面の見取り図で確認できるようにするため、添付図面に機器番号又は撮影番号を表示し、写真の見出しにも入れて対応させること。

③　撮影方法

機器の設置状況が分かるように撮影すること。施設フロア全景→個々の機器の設置全景及び個々の機器の拡大写真、のように段階を経て撮影すること。既存設備、補助対象以外の機器が写真内に写っている場合は、整備機器がどれか分かるよう赤枠で囲む等、印を付けること。申請時と整備内容が異なる箇所がある場合は、該当箇所を撮影・記録してその旨を明示すること。

④　その他

ア　様式等は別添９を参考とすること。

イ　撮影機器等と請求書（又は領収書）、積算書、差異表、図面等の資料との整合性がとれていること。

（７）耐震性が確保できていることが確認できる資料について

①　考え方

補助対象設備について、放送法関係法令において耐震対策として定める措置を満たすよう設置すること。その際、「建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人建築研究所監修）」、「各種合成構造

[1]事業実施主体は可能な限り現地確認を行い、整備事業の実施状況を確認し、内容の把握に努めること。

設計指針・同解説（一般社団法人日本建築学会編集）」も含めて、設備機器等の設置に当たって活用可能な耐震設計指針等を用いて、所定の計算方法に基づく耐震設計計算の実施等により、耐震性の確保が客観的に証明できるものであること（計算結果については、免許の有効期間中において放送事業者にて保管しておくこと。）。

② 様式等

放送法関係法令等において耐震対策として定める措置を満たしている旨の証書（別添 10）を工事業者から提出させ、実績報告書に添付すること。

２ 経理等について

（１）実績報告書提出後の事務手続

報告書の提出後、内容を審査した上で、総務省から「令和〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助金の額の確定通知書」が送付される。これを受けて、事業実施主体は速やかに総務省へ「令和〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助金精算払請求書」（交付要綱様式第１７号）を提出すること。

（２）補助金の支払い

総務省では、提出された精算払請求書を確認後、申請時に提出された「口座設置届」の口座に補助金を振り込む。

（３）消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

都道府県若しくは市町村又はその連携主体において[2]、整備事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに交付要綱第１７条の規定により「令和〇〇年度消費税額の額の確定に伴う報告書」（様式第１８号）を総務省に提出しなければならない。総務省ではこの報告書を受けて当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を求めることとする。特別会計で運営するなど課税対象の都道府県又は市町村は報告書の提出が必要となるので注意すること。放送事業者が事業を実施する場合[2]は、交付申請時において事業費から消費税相当額を控除した額を基礎に交付額を決定するので該当しない。

（４）補助事業の経理

補助事業の経理は他の事業とは明確に区分し、収支の状況を会計帳簿により明らかにし、会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、整備事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存すること。

（５）整備事業で整備した物品の管理

[2] 放送事業者が事業を実施する場合は、交付申請時において事業費から消費税相当額を控除した額を基礎に交付額を決定するので該当しない。

各物品には、必ず「令和〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助金事業」等の表示（適宜のラベルを機器に直接貼付）を行い、おって実施される検査等で整備した物品の所在を速やかに目視・確認できるようにしておくこと。

（６）整備事業により取得した財産の処分

補助金にて整備した施設・設備を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総務省に相談をすること。

３　繰越承認を受けた事業の年度終了実績報告書の提出について

繰越承認を受け、翌年度へ繰り越す事業について、年度末である３月３１日から１か月以内に様式第１０号による「令和〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助事業年度終了実績報告書」の提出が必要となる。

提出は、繰越承認を得て事業継続許可の通知を受けた事業について、年度末（３月３１日）時点の費用等の実績を記載したものについて、総合通信局等へ提出すること。また、必要に応じて資料の添付をしてもよい。

Ⅵ　財産処分について

補助事業完了後においても補助事業者は当該事業で取得した財産等については善良なる管理者の注意をもって管理する（以下「善管注意義務」という。）とともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。（交付要綱第１９条の２第３項参照。）

万が一、本補助事業により取得又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち処分制限期間を経過していないものについて、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する時は、あらかじめ財産処分の手続が必要となる。（交付要綱第１９条の２第１項参照。）

財産処分の考え方については、適正化法、交付要綱及び「総務省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」（平成２０年４月３０日総官会第７９０号。以下「承認基準」という。）の規定に基づくので留意すること。

１　財産処分の種類について

承認基準に定義されている財産処分は、次のとおりとなる。

・転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用
　　→例：別の補助事業で使用する場合（※）
・譲渡：補助対象財産の所有者の変更
　　→例：他の放送事業者が後乗り共同建設を行う場合（※）
・交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換（※）
　　→例：別の補助事業で使用する場合
・貸付：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更
　　→例：基盤協会等へ貸与する場合
・担保：補助対象財産に対する抵当権の設定
　　→例：購入した中継局用地への抵当権を設定する場合
・取壊し：補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと
・廃棄：補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること
　　→例：サービスエリアの改善のために新しい空中線に取り替えた結果、使用している空中線が不要になった場合

※民放ラジオ難聴解消支援事業に使用しても、別の事業（＝別の交付決定）となる場合は、目的外使用に当たる。

２　財産処分の申請について

（１）取得財産等の取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上の場合

処分制限期間中の財産処分については、適正化法第２２条及び交付要綱第１９条の２第１項の規定により、総務大臣の承認を要する。

交付要綱第１９条の２第１項には「取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上のものについて（中略）その承認を受けなければならない」とある。取得価格又は効用の増加価格（以下「取得価格等」という。）とは、部品や部材個々の購入価格等に当該部品や部材関係の工事費等の役務の価格を加えたものをいう。当該規定における取得価格等は、財産処分対象となるすべての取得価格等の合算額となるので、部材個々の取得価格等（単価）が５０万円未満であることをもって交付要綱の

規定による承認手続がなくなるということではない。

交付要綱第１９条の２第１項にあるように、財産処分の手続は総務大臣に対し承認申請書を提出し、その承認を経た上で処分が可能となる。ただし、交付要綱第２０条の「大臣が別に定める基準」に該当する場合及び承認基準第２の２に該当する場合は、事前届出による承認手続となり、届出の受付日をもって承認の扱いとなる。

なお、承認申請及び届出のどちらの手続であっても、交付要綱及び承認基準に示された国庫納付の免除規定に該当しない限り、国庫納付の条件を付して承認することとなる。

（２）取得価格等が５０万円未満の場合

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１３条第５項及び交付要綱第１９条の２第１項の規定により総務大臣の承認は要しない。

しかし、適正化法第３条第２項及び交付要綱第１９条の２第３項の規定により、善管注意義務が補助事業者に課せられている。よって、善管注意義務に反するような「廃棄」等の財産処分はできない。ただし、本件のような場合であっても財産処分の承認手続を経て、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第１号の規定により国庫納付をした場合は、財産処分の制限はなくなる。

３　国庫納付額について

（１）有償譲渡又は有償貸付

①　補助事業者が地方公共団体の場合

ア　譲渡額等を基礎として算定する場合

譲渡額又は貸付額（貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額。以下同じ。）に、総事業費（補助基準額を超える補助事業者等負担分を含む。以下同じ。）に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。ただし、処分する施設等に係る国庫補助額を上限額とする。

イ　上記ア以外について

残存価値額（施設等にあっては、処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額を、土地等にあっては、国庫補助額をいう。）とする。

②　補助事業者が地方公共団体以外の場合

ア　譲渡額等を基礎として算定する場合

譲渡額又は貸付額（ただし、その譲渡額又は貸付額が評価額（不動産鑑定額又は残存簿価（減価償却後の額）をいう。以下同じ。）に比して著しく低価であることを合理的に証することができない場合には、評価額。）に、総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。ただし、処分する施設等に係る国庫補助額を上限額とする。

イ　上記ア以外について

処分対象財産の残存価値額を基礎として算定する。

（２）（１）以外の財産処分について

すべての補助事業者等における国庫納付に関する条件を付された転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等の場合の財産処分納付金額は、残存価値額とする。

Ⅶ　書類の提出

書類の提出は、正本１通に副本１通、ＣＤ－Ｒ（１枚）等の電子媒体を添えて、申請者の所在地を管轄区域とする総合通信局長あて提出すること。

詳細については Ⅶ．別紙１ 又は Ⅶ.別紙３ を参照すること。電子ファイルについては、Ⅶ．別紙１ 又は Ⅶ.別紙３ のファイル名を付して指定のファイル形式で提出すること。

（提出先）

（北海道） 北海道総合通信局情報通信部放送課 〒060-8795 札幌市北区北８条西 2-1-1 札幌第１合同庁舎 12F 電話：011-709-2311（内：ラジオ放送担当 4667）／ FAX：011-708-5151 e-mail：houso2-hokkaido@ml.soumu.go.jp	（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県） 東北総合通信局放送部放送課 〒980-8795 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第２合同庁舎 電話：ラジオ担当 022-221-0671 FAX：022-221-1808 e-mail： hoso-tohoku@ml.soumu.go.jp
（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県） 関東総合通信局放送部放送課 〒102-8795 東京都千代田区九段南 1-2-1 電話：ラジオ担当 03-6238-1705 FAX ：03-6238-1719 e-mail：kanto-hoso@ml.soumu.go.jp	（新潟県、長野県） 信越総合通信局情報通信部放送課 〒380-8795 長野市旭町１１０８ 長野第一合同庁舎 電話：026-234-9939／FAX：026-234-9999 e-mail：shinetsu-digital@ml.soumu.go.jp
（富山県、石川県、福井県） 北陸総合通信局情報通信部放送課 〒920-8795 金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎 電話：076-233-4494／FAX：076-233-4499 e-mail ：hokuriku-hoso@ml.soumu.go.jp	（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県） 東海総合通信局放送部放送課 〒461-8795 名古屋市東区白壁一丁目 15 番 1 名古屋合同庁舎第三号館 電話：放送総括担当 052-971-9148 FAX:052-971-9394 e-mail ： tokai-hoso@soumu.go.jp
（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県） 近畿総合通信局放送部放送課 〒540-8795 大阪市中央区大手前１丁目５番 44 号 大阪合同庁舎第１号館４階	電話：音声放送担当 06-6942-8568 ＦＡＸ ： 06-6942-7622 e-mail ： onsei-kinki@ml.soumu.go.jp
（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県） 中国総合通信局放送部放送課 〒730-8795 広島市中区東白島町 19-36 電話：082-222-3384／FAX：082-502-8153 e-mail：chugoku-hoso@ml.soumu.go.jp	（徳島県、香川県、愛媛県、高知県） 四国総合通信局情報通信部放送課 〒790-8795 松山市味酒町２丁目 14-4 電話：089-936-5037／FAX：089-936-5014 e-mail：shikoku-housou@ml.soumu.go.jp

（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県） 九州総合通信局放送部放送課 〒860-8795 熊本市西区春日 2-10-1 第一放送担当（福岡県、佐賀県、長崎県） 電話：096-326-7874 第二放送担当（熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）　電話：096-326-7875 FAX：096-326-7867 e-mail：h-hoso@ml.soumu.go.jp	（沖縄県） 沖縄総合通信事務所情報通信課放送担当 〒900-8795　那覇市旭町 1-9 カフーナ旭橋Ｂ－１街区　５階 電話：098-865-2307／FAX：098-865-2311 e-mail ： okinawa-hoso@ml.soumu.go.jp

本省：〒100-8926　東京都千代田区霞ヶ関２－１－２中央合同庁舎第２号館
総務省情報流通行政局地上放送課（TEL:03-5253-5949、FAX:03-5253-5794）

別紙１

「民放ラジオ難聴解消支援事業」
提出書類一覧表（公募及び交付申請時）

以下の書類を管轄する総合通信局に持参または郵送により提出してください。

提出書類	書式	紙媒体 ※１	電子ファイル		注意事項
			ﾌｧｲﾙ名 ※２	ﾌｧｲﾙ形式 ※３	
公募申請書	Ⅶ別紙２	・**A4 版片面印刷**	○○00 公募	MS-Word	・**公募申請時のみ提出**
交付申請書 （様式第１号）	交付要綱 参照	・公印を押印した申請書の原本を提出（**公印の押印は交付申請時のみ必要**） ・**A4 版片面印刷**	○○10 申請	MS-Word	・プリントアウトした時に **A4 版２枚**となるよう調整
別紙１第 13　民放ラジオ難聴解消支援事業補助事業の概要	交付要綱 参照	・**A4 版片面印刷**	○○11 別紙	MS-Word	
上記別紙１第 13 に定める添付書類「整備計画書」	別添１	・**A4 版片面印刷**	○○20 添付	MS-Word	
上記整備計画書の提出資料（１）	別添１	・**A4 版片面印刷**	○○21 添付 01 ○○21 添付 02	MS-Word	・添付資料「交付申請の直近年度の財務諸表」は様式適宜 ・申請者が特定地上基幹放送事業者等である場合は提出が必要
上記整備計画書の提出資料（２）	別添１	・**A4 版片面印刷**	○○22 添付 01	MS-Word	・申請者が特定地上基幹放送事業者等である場合は提出が必要 ・ラジオ単営社は省略可
上記整備計画書の提出資料（３）	別添１	・**A4 版片面印刷**	○○23 添付 01	MS-Word	・申請者が特定地上基幹放送事業者等である場合は提出が必要 ・過去５年間黒字の場合は省略可
上記整備計画書の提出資料（４）	別添１	・**A4 版片面印刷**	○○24 添付 01 ○○24 添付 02 …	MS-Word	・添付資料（１）～（６）は様式適宜
上記整備計画書の提出資料（５）	別添１	・**A4 版片面印刷**	○○25 添付 01 ○○25 添付 02	MS-Word	・添付資料「難聴の発生状況（地図）」は様式適宜
上記整備計画書の提出資料（６）	別添１	・**A4 版片面印刷**	○○26 添付 01	MS-Word	
補助対象経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法	様式適宜	・**A4 版片面印刷**	○○27 補助以外	任意	・該当する部分がある場合のみ提出
契約予定内容に関する調査票	別添２	・**A4 版片面印刷**	○○30 契約	MS-Word	
交付申請書に定める添付資料「補助事業に要する経費の見積書」	別添３	・適宜	○○30 見積 01 ○○30 見積 02 ・ ・ ・	MS-Excel	・書類の右肩に**資料番号**を記載 ・資料番号は、**ファイル名の番号**と一致。
上記に関連する工事業者・機器メーカー作成の見積書	様式適宜	・写し可	○○31 工事見積 01 ○○31 工事見積 02	任意	

			…		
様式第１号別紙２「工事概要書」	交付要綱参照	・公印を押印した申請書の原本を提出（**公印の押印は交付申請時のみ必要**） ・**A4 版片面印刷**	○○40 工事	MS-Word	
上記工事概要書の添付図面	様式適宜	・適宜	○○41 図面 01 ○○41 図面 02 …	任意	
口座設置届出書	別添４	・公印を押印した申請書の原本を提出（**公印の押印は交付申請時のみ必要**） ・**A4 版片面印刷**	○○50 口座	MS-Word	
免許申請確約書	別添５	・写し可	○○60 確約	任意	・申請主体が地方公共団体等の場合のみ提出
＜連携主体の場合＞ 連携主体の構成団体一覧	様式適宜	・**A4 版片面印刷**	○○70 連携	任意	
＜連携主体の場合＞ 連携主体の代表承認書	様式適宜	・公印を押印した申請書の原本を提出	○○71 連携	Adobe PDF 等	・申請主体が**連携主体**の場合のみ ・電子ファイルは紙媒体をスキャンしたもの ・代表団体以外の構成団体が押印 ・１団体につき１枚でも、全構成団体で１枚でも可
その他参考資料となる資料					

※１　すべてＡ４版で提出すること。ただし、図表等でＡ４版ではあまりに文字等が小さくなり読めない場合は、その資料に限りＡ３版で提出すること。

※２　ファイル名の○○の部分は｛申請主体名｝とする。申請主体名は略称で可。
　また、ファイル名で用いる数字は半角とし、文字間にスペース等を入れないこと。
　　例：　総務市 10 申請.doc

※３　フォーマット形式は Windows OS に対応したものとする。また、**必ず指定のファイル形式で提出すること。**

別紙２

番　　号
年　　月　　日

総務省情報流通行政局長　殿

申請者の名称　代表者氏名

「無線システム普及支援事業費等補助金
（民放ラジオ難聴解消支援事業）」公募申請書

標記の件について、次のとおり必要書類（注）を添えて申請します。

１　無線システム普及支援事業費等補助金交付申請書

２　補助事業の概要（添付資料を含む。）

３　工事概要書（添付図面を含む。）

４　整備計画書（添付資料を含む。）

５　契約予定内容に関する調査票

６　見積書

７　口座設置届出書

８　免許申請確約書

９　＜連携主体の場合＞連携主体の構成団体一覧、連携主体の代表承認書

10　その他参考資料

（注）公募申請書類への公印の押印は不要。

（担当者欄）

所属部署名：
役職名：
氏名：
ＴＥＬ：
ＦＡＸ：
Ｅ－ｍａｉｌ

別紙３

「民放ラジオ難聴解消支援事業」実績報告書類一覧表

以下の書類を管轄する総合通信局に持参または郵送により、提出してください。

提出書類	書式	紙媒体 ※１	電子ファイル		注意事項
			ﾌｧｲﾙ名 ※２	ﾌｧｲﾙ形式 ※３	
報告書 （様式第 10 号）	交付要綱参照	・押印した申請書の原本を提出 ・**A4 版片面印刷**	○○01 報告	MS-Word	
積算書	別添６	・押印した表の原本を提出 ・**片面印刷**	○○02 支出総括	MS-Excel	
差異表	別添７		○○03 支出差異	MS-Excel	
工事請負契約に係る総括表	別添８		○○04 契約総括	MS-Excel	
添付図面	様式適宜		○○05 図面	MS-Power Point、Adobe PDF 等	
口座設置届	別添４	・押印した届出書の原本を提出 ・**A4 版片面印刷**	○○06 口座	MS-Word	・交付決定時と変更がある場合のみ。
業者との契約書の写し	様式適宜		○○07 契約書	Adobe PDF 等	
業者からの請求書又は領収書の写し	様式適宜		○○08 請求領収	Adobe PDF 等	
検査調書及びそれに類する書類の写し	様式適宜		○○09 検査	Adobe PDF 等	
添付写真	別添９		○○10 写真	MS-Excel、Adobe PDF 等	
耐震性確保に係る証明書	別添 10		○○11 耐震性	MS-Word	
実績報告審査表	別添 11		○○12 実績報告審査表	MS-Excel 等	
参考資料					

※１　すべてＡ４版で提出すること。ただし、図表等でＡ４版ではあまりに文字等が小さくなり読めない場合は、その資料に限りＡ３版で提出すること。

※２　ファイル名の○○の部分は｛申請主体名｝とする。申請主体名は略称で可。また、ファイル名で用いる数字は半角とし、文字間にスペース等を入れないこと。　例：　総務市 10 報告.doc

同じ種類の書類のファイルが複数分かれる場合は、末尾に連番の数字を付けること　例：　総務市 070 図面 01.pdf、総務市 070 図面 02.pdf、総務市 070 図面 03.pdf、…

※３　フォーマット形式は Windows OS に対応したものとする。また、**必ず指定のファイル形式で提出すること。**

Ⅷ　Ｑ＆Ａ

１　応募額が予算額を上回った場合、採択はどのように行うのか。

（答）まず、交付要綱第３条（定義）並びに第４条（補助対象経費）に照らして申請内容を精査（補助対象外の経費を控除）した上で、補助対象設備に係る経費が予算額を上回る場合は、交付要綱第７条等に基づく審査を行い、本事業の目的等により合致するものから交付決定を行うことになる。

２　自らが放送するのではなく他の基幹放送事業者の放送の用に供するために基幹放送事業者が整備する場合は補助対象となるか。

（答）自治体が整備して基幹放送事業者の放送の用に供するケースと同様に、基幹放送事業者等が整備して他の基幹放送事業者の放送の用に供するケースも補助対象とする。具体的には放送法第２条に規定する基幹放送局提供事業者や同法第 160 条に規定する認定放送持株会社の子会社である基幹放送事業者が整備主体となる場合があることが考えられる。ただしこれらの場合は、無線局免許申請手数料が補助対象とならないこと等、留意が必要。

３　固定マイクロ回線等の伝送路は補助対象設備となるか。

（答）本事業の対象となる中継局の直近上位の伝送路（ただし、放送波中継の場合を除く。）は、固定マイクロ回線、有線回線に関わらず、補助対象となる。ただし、例えば当該固定マイクロ中継局設備が他の中継局への中継回線としても用いられる場合は、応分の経費を補助対象とする。

　また、申請書別紙等における施設の設置場所には、中継局の設置場所に加え、中継回線設備の設置場所も記載すること。また、これらの設備の構成を把握できる図面も合わせて提出すること。

　なお、固定マイクロ局設備は交付要綱の附帯施設である「中継用固定無線装置」に該当するため、附帯施設の経費として計上すること。

４　可搬型の設備（予備電源等）は補助対象となるのか。

（答）本事業の目的が難聴解消であることに鑑み、予備機器について可搬型である必要性はなく、また、他の用途で使用される可能性も想定されることから、可搬型の設備については補助対象とはせず、据付型の設備のみを補助対象とする。

５　予備の空中線は補助対象となるのか。

（答）本事業の目的が難聴解消であること及び空中線系が安全・信頼性基準の対象外となっていることに鑑み、予備の空中線については本事業の目的の達成に最低限必要となる設備とは言えないため、補助対象外とする。

６　中継局の新設だけではなく、親局や中継局の諸元変更による難聴解消も補助の対象となるのか。

（答）本事業においては、限られた周波数の中で難聴解消を進める必要があるため、必要最小の空中線電力の中継局の新設のみを補助の対象としており、既存の親局や中継局の諸元変更による難聴解消は補助の対象とならない。

７　「ＦＭ放送を行う既存の地上基幹放送局の放送区域外にＦＭ放送を行う中継局を整備する場合」について、エリア拡充のために整備する場合も補助対象に含まれるのか。

（答）エリア拡充のために中継局整備する場合でも、交付要綱第３条（２）エに規定する事業の要件を満たす場合は、補助対象に含まれる。

ただし、地形的な理由ではなく、ＦＭ放送を行う既存の地上基幹放送局の空中線電力が小さいという理由のために電波が届かない地域があり、当該地域をエリアとするための中継局整備については、交付要綱第３条（２）エに規定する事業の要件に該当しないことから、補助対象にならない。

８　「無線局免許申請手数料」、「検査手数料」等、国に納付される手数料を補助事業の対象とすることは可能か？

（答）本事業の実施にあたって必要となる各種申請及び申請書作成のための調査等に係る経費については補助対象とする。その際、「免許申請手数料」及び「検査手数料」の取扱いについては下記のとおりとする。

（１）事業主体と当該中継局の免許人が異なる場合

放送局免許申請に係る費用は、当該免許申請者に係る費用であるため、補助事業の対象には含まれない。落成検査手数料についても同様である。

（２）事業主体が当該中継局の免許人となる場合（事業主体が放送事業者の場合）

免許申請手数料、検査手数料は、事業主体が放送局免許人と一の者となるため、整備事業に着手する際に必要となる放送局の免許申請について補助金の対象とする。ただし、免許申請等に係る事業主体自身に発生する事務費・旅費等は補助金の対象とならない。

９　総事業費には、消費税を見込んでも良いのか？

（答）事業主体が地方公共団体の場合は対象として見込んで差し支えない。

10　他の事業主体と共同で施設整備を行うため、交付決定前に工事に着工することになるが、補助対象となるか。

（答）いわゆる「事前着工」となり、補助対象とはならない。補助対象となるのは、交付決定後に契約が行われ、工事着工となった事業のみである。工事のスケジュールが交付決定に間に合わないことが予想される場合には、前年度中を含め早目に総務省に相談されたい。

11　取得価格が５０万円を超えないものであっても、廃棄又は取壊しを行う場合は財産処分の手続が必要か。

（答）取得価格５０万円以下の補助財産に係る財産処分については、手続は不要であるが、特異な例等については総務省（本省）に事前相談されたい。

なお、補助金の交付を受けた地方公共団体、一般社団法人等には、取得財産に対する善管注意義務（交付要綱第１９条の２第３項）が課せられているので、留意すること。

12　補助財産を取り外して当該局舎に保管する場合、財産処分の手続が必要か。

（答）適正化法第２２条において財産の処分の制限が規定されているところであるが、「取り外し」のみの場合は「総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成２０年４月３０日総官会第７９０号）に定義される財産処分に当たらないことから、特段の手続を要しない。

なお、やむを得ず施設から取り外した財産については、適正化法第１１条第１項に規定される「善管注意義務」の考え方を踏まえ、善良な管理者の注意をもって保管に努めるものとし、適正化法第３条第２項の規定の趣旨を理解し、有効活用に向けた努力を怠らないようお願いしたい。

13　交付申請時、実績報告時の経費処理における留意点はあるか。

（答）以下の点に留意願う。

（１）小数点以下の端数処理方法

金額、単価、時間などの経費を算出する場合における小数点以下の端数処理は、国の基準（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和 25 年法律第 61 号））に準じ、原則、切り捨てとする（次の（３）③の経常利益率を除く）。

ただし、補助事業者で定める各種規程等において端数処理方法を規定しており、総務省担当職員との事前協議において適正性が認められた場合、その規程の適用を認めることができる。

（２）外貨建て取引経費の円換算

・　海外からの調達等、外貨建て取引経費の円換算は、補助事業者の規程等によるレートを使用すること（その際、レート換算の証拠書類を添付）。
・　為替差益損については、経費の対象外とする。

（３）自社、１００％子会社等又は協議会等の構成員から調達を行う場合の利益排除

補助事業者が、下記の者から調達を行う場合は、最低価格落札方式（※）による一般競争入札により選定を行った場合で、かつ、下記の者以外のものからも応札があった場合を除き、利益排除しなければならない。

※最低価格落札方式（自動落札方式）：定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする方式（競争契約の原則的選定方式）。

・補助事業者自身
・補助事業者の１００％出資の子会社、孫会社等、又は親会社
・協議会等の構成員及びその１００％出資の子会社、孫会社等、又は親会社

なお、利益排除を行う方法については①を原則とし、①が採用できない場合は②、②が採用できない場合は③を適用すること。

＜利益排除の方法＞

① 製造原価を証明する方法

② 子会社等との間で利益率または手数料等が取り決められている値を用いる方法

③ 直近年度の決算報告（損益計算書）における経常利益率をもって利益相当額の排除を行う方法。ただし、決算上赤字等（決算書上の利益が赤字若しくは０の場合）の場合は、利益相当分の排除の必要はない。また、経常利益率については、小数点第２位以下を切り上げた数値（X.X%）とする。

※③の場合は、実績報告時点の直近の確定決算における値を使用する。

＜１００％出資の考え方＞

親会社Ａが子会社Ｂに１００％出資していない場合でも、親会社Ａが別に出資する子会社Ｃを通じて、実質上１００％出資している場合には、利益排除の対象とする。

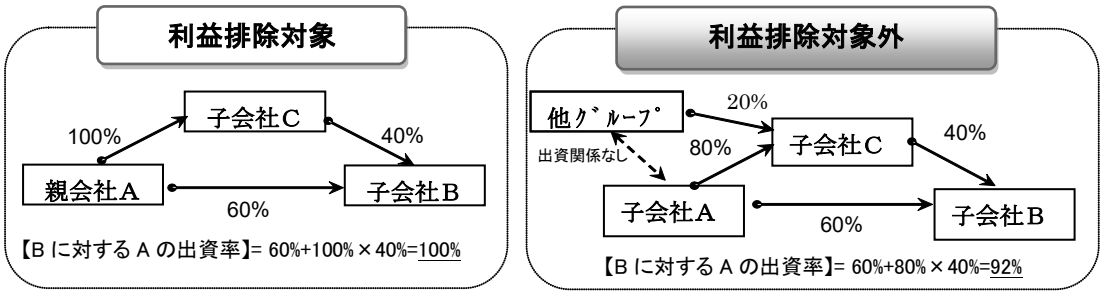

・事業期間中の変更について

事業期間中に出資比率が変動して、新たに１００％子会社等となった場合、もしくは１００％子会社等ではなくなった場合、出資比率変更日以降から、計上方法を変更すること。

・発注経費の妥当性を証する書類

利益相当分を排除した額を計上するとともに、発注経費の妥当性を証する書類を提出すること。

14　経済性を考慮し、補助事業実施前に整備してあったラック等に補助対象設備を追加で配備する場合に、当該ラック等に対して放送法関係法令等に定める耐震対策を講ずるための措置に係る経費を補助事業の対象とすることは可能か。

（答）補助対象設備を配備することによって、放送法関係法令において耐震対策として定める措置が満たされなくなることが明らかな場合の耐震対策の措置は補助対象として差し支えない。

15　放送法関係法令等により耐震対策が求められていない設備について、耐震対策を講ずるための措置に係る経費を補助事業の対象とすることは可能か。

（答）原則、放送法施行規則（昭和２５年電波管理委員会規則第１０号）第１０７条１項及び２項に耐震対策として定める措置は補助対象として差し支えないが、それ以上の措置に係る経費は補助事業の対象とはできない。

16　放送法施行規則第１０７条の「通常想定される規模の地震」、「その損壊等により放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのある放送設備」、「大規模な地震」とは、それぞれ具体的にどのようなものか。

（答）「通常想定される規模の地震」とは震度５弱程度の地震である。「大規模な地震」とは、平成７年の兵庫県南部地震のような大規模な地震である。（以上、放送法関係審査基準（平成 23 年６月 29 日総務省訓令第 30 号））

「その損壊等により放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのある放送設備」とは、「基幹放送に関する技術等に係る申請の手引き」の表２、４、５において「（４）耐震対策③①、②に関する大規模地震対策」の欄に「○」が付されている施設である。

（例）ＦＭ補完中継局を含む超短波放送に係る放送設備にあっては「番組送出設備」、「親局へ送信する中継回線設備」及び「親局の送信設備」である。

別添

別添１

民放ラジオ難聴解消支援事業・整備計画書

<table>
<tr><td rowspan="3">申請主体</td><td>申請主体名</td><td>株式会社〇〇放送</td></tr>
<tr><td>代表団体の長名</td><td>代表取締役社長　総務　太郎</td></tr>
<tr><td>担当者
連絡先</td><td>〇〇部〇〇部長　総務一郎
電話：XXX-XXXX-XXXX、メール：********@++++.jp</td></tr>
<tr><td>開設目的</td><td colspan="2">□　都市型難聴対策事業
□　外国波混信対策事業
□　地理的・地形的難聴対策事業</td></tr>
<tr><td>補助事業のスケジュール</td><td colspan="2">記入例：
令和〇年〇月　無線局免許申請
令和〇年〇月　無線局免許
令和〇年〇月　工事着工
令和〇年〇月　工事完了
令和〇年〇月　事業完了</td></tr>
<tr><td>提出資料</td><td colspan="2">（１）交付申請の直近年度の財務諸表（過去５年分）
（２）申請者の直近年度のラジオ放送事業に係る収支の状況を示す資料（過去５年分）
（３）申請者の直近年度（過去５年分）ラジオ放送事業に係る収支が赤字である場合、収支の改善や経営基盤の強化に向けた取組状況及び交付申請がこれらの取組の障害にならないことを示す資料
※（１）～（３）については、申請者が特定地上基幹放送事業者等以外である場合は提出不要。
（４）補助金の交付を受けて整備中継局が補完する地上基幹放送局の放送区域内の難聴の発生状況を原則として１キロメートル（250 メートル）四方のメッシュ単位で示す資料等
（５）補助金の交付を受けて整備中継局の空中線電力が難聴の解消のために必要最小のものであることを示す資料
（６）補助金の交付を受けて整備しようとする無線設備等の共同設置に関する状況を示す資料（無線設備等の共同設置を行わない場合は、共同設置に関する検討状況を示す資料その他共同設置が困難であることを示す資料）</td></tr>
</table>

（１）　交付申請の直近年度の財務諸表（過去５年分）

【申請者名：〇〇放送㈱】

① 損益計算書　（単位：百万円）

	直近年度	参　考			
	平成●●年度	平成●●年度	平成●●年度	平成●●年度	平成●●年度
営業利益	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
営業費用	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
営業損益	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
営業外利益	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
営業外費用	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
経常利益	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
特別利益	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
特別損失	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
当期純利益	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

② 貸借対照表　（単位：百万円）

	直近年度	参　考			
	平成●●年度	平成●●年度	平成●●年度	平成●●年度	平成●●年度
流動資産	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
固定資産	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
有形固定資産	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
無形固定資産	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
投資その他の資産	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
資産合計	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
流動負債	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
固定負債	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
負債合計	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
資本金	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
利益剰余金	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
評価・換算差額等	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
純資産合計	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
負債及び純資産合計	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

（注）上記数値を記載の上、「交付申請の直近年度の財務諸表」（過去５年分）を添付すること

（２）申請者の直近年度のラジオ放送事業に係る収支の状況を示す資料（過去５年分）
【申請者名：〇〇放送㈱】

（単位：百万円）

	直近年度	参　考			
	平成●●年度	平成●●年度	平成●●年度	平成●●年度	平成●●年度
営業利益	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
営業費用	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
営業損益	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
営業外利益	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
営業外費用	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
経常利益	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
特別利益	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
特別損失	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
当期純利益	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

（注）ラジオ放送事業のみを行う申請者（ラジオ単営社）の場合は省略可。

（３）申請者の直近年度（過去５年分）のラジオ放送事業に係る収支が赤字である場合、
収支の改善や経営基盤の強化に向けた取組状況及び交付申請が
これらの取組の障害にならないことを示す資料
【申請者名：〇〇放送㈱】

<table>
<tr><td rowspan="5">ラジオ放送事業の赤字額</td><td>直近年度</td><td>平成●●年度</td><td>〇〇〇百万円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">参　考</td><td>平成●●年度</td><td>〇〇〇百万円</td></tr>
<tr><td>平成●●年度</td><td>〇〇〇百万円</td></tr>
<tr><td>平成●●年度</td><td>〇〇〇百万円</td></tr>
<tr><td>平成●●年度</td><td>〇〇〇百万円</td></tr>
<tr><td>収支の改善や経営基盤
の強化に向けた取組状況（注）</td><td colspan="3">適宜記入してください。
※取組の具体的な内容及び効果、見込まれる収支改善の規模を記載ください（別紙でも可）。</td></tr>
<tr><td>補助金の交付が上記取組みの
障害とならない理由（注）</td><td colspan="3">適宜記入してください。</td></tr>
</table>

（注）過去２年目から５年目のうち１年間でも赤字の場合も参考として作成すること。

（４）補助金の交付を受けて整備しようとする中継局が補完する地上基幹放送局の放送区域内の難聴の発生状況を原則として１キロメートル（250 メートル）四方のメッシュ単位で示す資料等

【申請者名：〇〇放送㈱】

整備の目的 ※該当するものすべてにチェックを入れること	□　都市型難聴対策事業 □　外国波混信対策事業 □　地理的・地形的難聴対策事業
整備中継局の名称 （放送エリア内世帯数）	記入例：〇〇局（□□□世帯）
補完対象局の免許番号 （呼出名称）	記入例：関放第〇△□号（〇△□ラジオ） ※　整備中継局がＦＭ補完中継局以外の中継局で、ＦＭ放送を行う既設の地上基幹放送局の放送区域外の難聴解消を目的とする場合は、整備中継局に放送区域が隣接する地上基幹放送局の免許番号（呼出名称）を記載すること
補完対象局の空中線位置	記入例：東経〇〇度△△分□□秒　北緯〇度△分□秒 （〇〇県△市□□町×丁目◎◎－●） ※　整備中継局がＦＭ補完中継局以外の中継局で、ＦＭ放送を行う既設の地上基幹放送局の放送区域外の難聴解消を目的とする場合は、整備中継局に放送区域が隣接する地上基幹放送局の空中線位置を記載すること
難聴の発生原因	適宜記入してください。

難聴の発生状況 に関する資料 （添付資料）	（１）整備中継局の放送区域図 （２）補完対象局の放送区域図 （３）補完対象局の放送区域内（又は放送区域外）の難聴の発生状況（地図） ※　難聴の発生状況について、原則として１キロメートル（250 メートル）四方のメッシュ単位で示すこと ※　整備中継局の放送区域図も記載すること ※　整備中継局がＦＭ補完中継局以外の中継局で、ＦＭ放送を行う既設の地上基幹放送局の放送区域外の難聴解消を目的とする場合は、整備中継局の放送区域内の難聴の発生状況を原則として 250 メートル四方のメッシュ単位で示すこと。なお、整備中継局の放送区域内を一律難聴と表現するのではなく、難聴解消が必要な居住実態がある地域等における難聴の発生状況を示すこと （４）受信状況の調査結果・電界強度の測定結果を示す資料の一覧表 ※　整備中継局がＦＭ補完中継局以外の中継局で、ＦＭ放送を行う既設の地上基幹放送局の放送区域外の難聴解消を目的とする場合は必須ではない （５）補完対象局の放送区域内の難聴地点における受信状況調査の結果を示す資料 ※　整備中継局がＦＭ補完中継局以外の中継局で、ＦＭ放送を行う既設の地上基幹放送局の放送区域外の難聴解消を目的とする場合は必須ではない （６）補完対象局の放送区域内の難聴地点における電界強度の測定結果を示す資料 ※　整備の目的が「都市型難聴対策事業」「地理的・地形的難聴対策事業」の場合に限る。 ※　整備中継局がＦＭ補完中継局以外の中継局で、ＦＭ放送を行う既設の地上基幹放送局の放送区域外の難聴解消を目的とする場合は必須ではない （７）既存局等への妨害排除に関する資料

（５）補助金の交付を受けて整備しようとする中継局の空中線電力が難聴の解消のために必要最小のものであることを示す資料

【申請者名：〇〇放送㈱】

空中線電力が 難聴の解消のために 必要最小である理由	適宜記入してください。
放送区域の考え方 ※該当するものに チェックを入れること	□ 都市型難聴を解消する必要最小の範囲
	□ 外国波混信による難聴を解消する必要最小の範囲
	□ 地理的・地形的難聴を解消する必要最小の範囲
	□ 都市型難聴及び外国波混信による難聴（又は地理的・地形的難聴）を解消する必要最小の範囲であって、それぞれの難聴地域が異なっている場合
	□ 都市型難聴及び外国波混信による難聴（又は地理的・地形的難聴）を解消する必要最小の範囲であって、すべての都市型難聴地域が外国波混信による難聴地域（又は地理的・地形的難聴地域）に包含されている場合
	□ 外国波混信による難聴及び地理的・地形的難聴を解消する必要最小の範囲
添付資料	・補完対象局の放送区域内（又は放送区域外）の難聴の発生状況（地図）【再掲】 ※　難聴の発生状況について、原則として１キロメートル（250 メートル）四方のメッシュ単位で示すこと ※　整備中継局の放送区域図も記載すること ※　整備中継局がＦＭ補完中継局以外の中継局で、ＦＭ放送を行う既設の地上基幹放送局の放送区域外の難聴解消を目的とする場合は、整備中継局の放送区域内の難聴の発生状況を原則として 250 メートル四方のメッシュ単位で示すこと。なお、整備中継局の放送区域内を一律難聴と表現するのではなく、難聴解消が必要な居住実態がある地域等における難聴の発生状況を示すこと

（６）補助金の交付を受けて整備しようとする無線設備等の共同設置に関する状況を示す資料
（無線設備等の共同設置を行わない場合は、共同設置に関する検討状況を示す
資料その他共同設置が困難であることを示す資料）
【申請者名：〇〇放送㈱】

<table>
<tr><td colspan="2">無線設備等の
共同設置の有無（注）</td><td colspan="3">☐　共同設置を行う
☐　共同設置を行わない</td></tr>
<tr><td rowspan="6">共同設置を行う場合</td><td rowspan="5">共同設置者の名称等</td><td>名称</td><td>住所</td><td>事業概要</td></tr>
<tr><td>例：〇〇放送㈱</td><td>〇〇県〇〇市</td><td>民間放送業</td></tr>
<tr><td>例：〇〇放送㈱</td><td>〇〇県〇〇市</td><td>民間放送業</td></tr>
<tr><td>例：〇〇放送㈱</td><td>〇〇県〇〇市</td><td>民間放送業</td></tr>
<tr><td>例：〇〇放送㈱</td><td>〇〇県〇〇市</td><td>民間放送業</td></tr>
<tr><td>費用分担の考え方</td><td colspan="3">共同設置者間における費用分担の考え方（按分等）について記入してください。</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="3">特記事項等がありましたら記入してください。</td></tr>
<tr><td>共同設置を行わない場合</td><td>共同設置に関する検討状況及び共同設置が困難と判断した理由</td><td colspan="3">共同設置に関する検討状況と検討の結果、共同設置が困難と判断した理由について、適宜記入してください。</td></tr>
</table>

注　自社の建物内に設備を設置する場合は、共同設置を行うにチェックを入れ、共同設置者の名称欄に自社名を記載し、費用分担の考え方欄に「自社設備使用」と記載すること。

別添２

【契約予定内容に関する調査票】

（１）補助事業を行うにあたって予定している契約（分割発注を予定している場合は、契約毎に記入）を全て記入。

番号	契約名（予定）	契約の内容	契約の形態	見積社数	見積額（円）
1	令和○年度「○○放送」民放ラジオ難聴解消支援事業	工事請負契約	一般競争入札	5	567,890,123
2	令和○年度「○○放送」民放ラジオ難聴解消支援事業に係る調査設計監理業務委託	調査・設計及び施工監理業務の委託契約	指名競争入札	3	15,678,900
合計					583,569,023

注１　「契約の形態」は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約を記入。

注２　「見積社数」は、事業費を算出するにあたり、事業実施主体が見積もりを取った社数を記入。

注３　「見積額」は、見積もりにより申請書を作成する際に採用した金額を記入。

注４　随意契約は、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合に限りできるものである。

（２）（１）の契約において、補助対象外の契約が含まれていれば、その契約内容を記入。

番号	契約名(予定)	契約の内容	見積額（円）	うち補助対象外見積額(円)
1	令和○年度「○○放送」民放ラジオ難聴解消支援事業	工事請負契約	567,890,123	8,765,432
2	令和○年度「○○放送」民放ラジオ難聴解消支援事業に係る調査設計監理業務委託	調査・設計及び施工監理業務の委託契約	15,678,900	234,500
合計			583,569,023	8,999,932

注　「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入。

（３）（１）で随意契約を予定している場合は、随意契約を行う理由並びにその根拠法令及び条項を記入。

番号	契約名(予定)	随意契約を行う理由	根拠法令及び条項
2	令和○年度「○○放送」民放ラジオ難聴解消支援事業に係る調査設計監理業務委託契約	※具体的な理由を記載して下さい。	地方自治法施行令第 167 条の２第○号

注１　「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入。

注２　地方公共団体が事業主体の事業であって、随意契約を予定している場合は、随意契約を行う根拠とした法令及び条項をあわせて記入すること。

見　積　書　（記　載　例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〒〇〇〇－〇〇〇〇
〇〇県〇〇市１－２－３
株式会社 〇〇〇〇放送（△△市）
代表取締役社長　〇〇　〇〇　　印
（（△△市長）　〇〇〇〇　印）

←見積書を作成した日付を必ず記入すること
（見積有効期限を表示する場合は、２ヶ月程度の残日数があること。）

←代表印を押印し、代表者名を記載すること

件名：令和〇年度民放ラジオ難聴解消支援事業
事業名：株式会社〇〇民放ラジオ難聴解消支援事業
地域：〇〇市（△△地区）

←地域とは交付要綱別紙１の「施設の設置場所」を指す

見積額（全体）　（消費税別途）
見積額（交付対象）　（消費税別途）

◎見積書は総括表（総合計を記載したもの）と機器の詳細がわかる内訳書の２段階のものが必要
◎左記の見積書フォーマットを参考に作成すること。（この様式は請求書の総括表としても使用できる）適宜項目を変更すること。

【見積書　総括表】

（単位：円）

			項　目	全体（整備事業及び一体施工工事）					交付対象部分					交付対象外				
				数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考
			〇〇ＦＭ補完中継局建設工事（Ａ社見積書等の件名等を記載すること。）															
1			〇〇工事															
2			△△工事															
			〇〇設備設置工事	1	式					式					式			
			〇〇線				7,000					2,000					5,000	
3			〇〇装置					一部交付対象外										
			合計（業者見積書毎に合計（税抜き。）を記載すること。）				〇〇〇〇					〇〇〇〇					〇〇〇〇	
			〇〇ＦＭ補完中継局放送機設置工事（Ｂ社見積書等の件名等を記載すること。）															
4			××工事															
			〇〇取り付け工事	1	式					式					式			
			給電線（８Ｄ－２Ｗ）				7,000					2,000					5,000	
5			◎◎工事					一部交付対象外										
			合計（業者見積書毎に合計（税抜き。）を記載すること。）				〇〇〇〇					〇〇〇〇					〇〇〇〇	
施設・設備費小計																		
施設・設備費小計（千円未満の端数整理後）…①																		
2			用地取得費・道路費															
	ア		用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む）															
		ア）	〇〇															
		イ）	〇〇															
	イ		附帯工事費															
		ア）	〇〇															
		イ）	共通経費															
	ウ		値引き等															
	エ		消費税															
用地取得費・道路費小計																		
用地取得費・道路費小計（千円未満の端数整理後）…②																		
合計…①＋②																		

←１式計上してあるもので、内訳書でないと確認できないものは、数量の記載は不要。

←交付対象と対象外の合計が一致しているか確認すること。

←総括表で「一部交付対象外」と記載の場合には、内訳書又は別表等で、どの機器が交付対象か交付対象外か分かるようにすること。

←１式計上してあるもので、内訳書でないと確認できないものは、数量の記載は不要。

←交付対象と対象外の合計が一致しているか確認すること。

←総括表で「一部交付対象外」と記載の場合には、内訳書又は別表等（様式適宜）で、どの機器が交付対象か交付対象外か分かるようにすること。

←備考欄には、費用按分の有無、按分方法その他必要事項を記載すること。必要であれば、別紙扱いしてもよい。

←施設・設備費の小計（１円単位）
←施設・設備費の小計（千円未満を切り捨てたもの）…①
←地方公共団体の場合に対象として見込む。
←用地取得費・道路費の小計（１円単位）
←用地取得費・道路費の小計（千円未満を切り捨てたもの）…②
←①＋②

別添３－１

【見積書　内訳書】

（単位：円）

経費区分			項　目	全体（整備事業及び一体施工工事）					交付対象部分					交付対象外部分（一体施工工事）				
				数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考
1			施設・設備費															
	ア		施設・設備の設置に要する経費															
		ア）	鉄塔															
			三角鉄塔	1	t	5,000,000	5,000,000		1/4	t	5,000,000	1,250,000	共建社との波数割	3/4	t	5,000,000	3,750,000	共建社との波数割
			アンカーボルト	4	個	50,000	200,000		1	個	50,000	50,000	共建社との波数割	3	個	50,000	150,000	共建社との波数割
			水平ラダー	1	台	200,000	200,000		1/4	台	200,000	50,000	共建社との波数割	3/4	台	200,000	150,000	共建社との波数割
			コンクリート	10	立米	12,000	120,000		2.5	立米	12,000	30,000	共建社との波数割	7.5	立米	12,000	90,000	共建社との波数割
			…															
			…															
施設・設備費小計																		
施設・設備費小計（千円未満の端数整理後）…①																		
2			用地取得費・道路費															
	ア		用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む）															
		ア）	○○															
			…															
用地取得費・道路費小計																		
用地取得費・道路費小計（千円未満の端数整理後）…②																		
合計…①＋②																		

←備考欄には、費用按分の有無、按分方法その他必要事項を記載すること。必要があれば別紙扱いとしてもよい。

←施設・設備費の小計（１円単位）

←施設・設備費の小計（千円未満を切り捨てたもの）…①

←用地取得費・道路費の小計（１円単位）

←用地取得費・道路費の小計（千円未満を切り捨てたもの）…②

←①＋②

単価については、○○積算標準単価、歩掛については、○○積算工事基準を採用した。

←積算の根拠（単価、歩掛等）を記載すること。

別添３－２

別添４

令和　　年　　月　　日

官署支出官
　総務省大臣官房会計課長　殿

氏名　　印

下記のとおり口座を設置（開設）したので届けます。

<table>
<tr><td rowspan="2">届出区分
（該当に○印）</td><td rowspan="2">新規・変更</td><td colspan="8">変更の場合は旧債主コードを記入</td></tr>
<tr><td>旧債主コード</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">口座名義</td><td>フリガナ</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">住　所</td><td>郵便番号</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td>漢　　字</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td>銀行等名称</td><td colspan="9">銀行
金庫　　出張所
農協</td></tr>
<tr><td>預金種別
（該当に○印）</td><td colspan="9">①普通預金（総合口座）　②当座預金　③通知預金　④別段預金</td></tr>
<tr><td>口座番号</td><td colspan="9">銀行番号　　支店番号　　口座番号
－　　－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">所　　属</td><td>職　員</td><td colspan="9">局　　課（室）</td></tr>
<tr><td>委員等</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td>法　人</td><td colspan="9"></td></tr>
</table>

※太枠内を記入ください。

別添５

放送局免許申請確約書

令和　　年　　月　　日

○○市（町村）
○○法人○○ 殿

○○放送株式会社
代表取締役 ××××　　印

貴市（町村・法人名）が行う、○○中継局整備事業（以下「本事業」という。）について、総務大臣から無線システム普及支援事業費等補助金の交付決定が得られた際には、当社として速やかに総務省に対し、本事業により設置された設備に係る放送局の無線局免許申請を行うことを確約します。

※考え方

放送事業者が「自らの整備では出来ない」としている局について交付申請が行われるものであることから、当該交付申請が行われる時点で、放送事業者による免許申請が行われる実態は想定されない。すなわち、免許申請そのものは、交付決定が行われた後の行為となる。

しかしながら、整備事業はその設備で当該放送事業者の放送が行われることを目的として施設整備を行うものであり、交付申請に当たっては、あらかじめ当該放送事業者による「確かに放送局を開設する」ことが確約されていることが必要である。放送事業者等が自ら整備事業を行う場合は必要ない。

積　算　書　（記　載　例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〒〇〇〇－〇〇〇〇
〇〇県〇〇市１－２－３
株式会社 〇〇〇〇放送（△△市）
代表取締役社長　〇〇　〇〇　　印
（(△△市長）　〇〇〇〇　印）

←積算書を作成した日付を必ず記入すること
（見積有効期限を表示する場合は、２ヶ月程度の残日数があること。）

←代表印を押印し、代表者名を記載すること

件名：令和〇年度民放ラジオ難聴解消支援事業
事業名：株式会社〇〇民放ラジオ難聴解消支援事業
地域：〇〇市（△△地区）

←地域とは交付要綱別紙１の「施設の設置場所」を指す

積算額（全体）　（消費税別途）
積算額（交付対象）　（消費税別途）

◎積算書は総括表（総合計を記載したもの）と機器の詳細がわかる内訳書の２段階のものが必要
◎左記の積算書フォーマットを参考に作成すること。
適宜項目を変更すること。

【積算書　総括表】

（単位：円）

			項　目	全体（整備事業及び一体施工工事）					交付対象部分					交付対象外				
				数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考
			〇〇ＦＭ補完中継局建設工事（Ａ社積算書等の件名等を記載すること。）															
1			〇〇工事															
2			△△工事															
			〇〇設備設置工事	1	式					式					式			
			〇〇線				7,000					2,000					5,000	
3			〇〇装置					一部交付対象外										
			合計（業者積算書毎に合計（税抜き。）を記載すること。）				〇〇〇〇					〇〇〇〇					〇〇〇〇	
			〇〇ＦＭ補完中継局放送機設置工事（B社積算書等の件名等を記載すること。）															
4			××工事															
			〇〇取り付け工事	1	式					式					式			
			給電線（８Ｄ－２Ｗ）				7,000					2,000					5,000	
5			◎◎工事					一部交付対象外										
			合計（業者積算書毎に合計（税抜き。）を記載すること。）				〇〇〇〇					〇〇〇〇					〇〇〇〇	
施設・設備費小計																		
施設・設備費小計（千円未満の端数整理後）…①																		
2			用地取得費・道路費															
	ア		用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む）															
		ア）	〇〇															
		イ）	〇〇															
	イ		附帯工事費															
		ア）	〇〇															
		イ）	共通経費															
	ウ		値引き等															
	エ		消費税															
用地取得費・道路費小計																		
用地取得費・道路費小計（千円未満の端数整理後）…②																		
合計…①＋②																		

←備考欄には、費用按分の有無、按分方法その他必要事項を記載すること。必要であれば、別紙扱いしてもよい。

←１式計上してあるもので、内訳書でないと確認できないものは、数量の記載は不要。

←交付対象と対象外の合計が一致しているか確認すること。

←総括表で「一部交付対象外」と記載の場合には、内訳書又は別表等で、どの機器が交付対象か交付対象外か分かるようにすること。

←１式計上してあるもので、内訳書でないと確認できないものは、数量の記載は不要。

←交付対象と対象外の合計が一致しているか確認すること。

←総括表で「一部交付対象外」と記載の場合には、内訳書又は別表等（様式適宜）で、どの機器が交付対象か交付対象外か分かるようにすること。

←施設・設備費の小計（１円単位）
←施設・設備費の小計（千円未満を切り捨てたもの）…①
←地方公共団体の場合に対象として見込む。
←用地取得費・道路費の小計（１円単位）
←用地取得費・道路費の小計（千円未満を切り捨てたもの）…②
←①＋②

別添６－１

【積算書　内訳書】

（単位：円）

経費区分			項　目	全体（整備事業及び一体施工工事）					交付対象部分					交付対象外部分（一体施工工事）				
				数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考
1			施設・設備費															
	ア		施設・設備の設置に要する経費															
		ア）	鉄塔															
			三角鉄塔	1	t	5,000,000	5,000,000		1/4	t	5,000,000	1,250,000	共建社との波数割	3/4	t	5,000,000	3,750,000	共建社との波数割
			アンカーボルト	4	個	50,000	200,000		1	個	50,000	50,000	共建社との波数割	3	個	50,000	150,000	共建社との波数割
			水平ラダー	1	台	200,000	200,000		1/4	台	200,000	50,000	共建社との波数割	3/4	台	200,000	150,000	共建社との波数割
			コンクリート	10	立米	12,000	120,000		2.5	立米	12,000	30,000	共建社との波数割	7.5	立米	12,000	90,000	共建社との波数割
			…															
			…															
施設・設備費小計																		
施設・設備費小計（千円未満の端数整理後）…①																		
2			用地取得費・道路費															
	ア		用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む）															
		ア）	○○															
			…															
用地取得費・道路費小計																		
用地取得費・道路費小計（千円未満の端数整理後）…②																		
合計…①＋②																		

←備考欄には、費用按分の有無、按分方法その他必要事項を記載すること。必要があれば別紙扱いとしてもよい。

←施設・設備費の小計（１円単位）

←施設・設備費の小計（千円未満を切り捨てたもの）…①

←用地取得費・道路費の小計（１円単位）

←用地取得費・道路費の小計（千円未満を切り捨てたもの）…②

←①＋②

単価については、○○積算標準単価、歩掛については、○○積算工事基準を採用した。

←積算の根拠（単価、歩掛等）を記載すること。

別添６－２

差　異　表　（記　載　例）

件名：令和〇年度民放ラジオ難聴解消支援事業
事業名：株式会社〇〇民放ラジオ難聴解消支援事業
地域：〇〇市（△△地区）

申請額　　（消費税別途）
実績額　　（消費税別途）

【差異表　総括表】

（単位：円）

			項　目	申請額					実績額					備考（差異理由）
				数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考	
施設・設備費小計														
施設・設備費小計（千円未満の端数整理後）…①														
2			用地取得費・道路費											
	ア		用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む）											
		ア）	〇〇											
		イ）	〇〇											
	イ		附帯工事費											
		ア）	〇〇											
		イ）	共通経費											
	ウ		値引き等											
	エ		消費税											
用地取得費・道路費小計														
用地取得費・道路費小計（千円未満の端数整理後）…②														
合計…①＋②														

← 変更承認もしくは交付決定額の変更を行った場合は、申請額の欄は、変更後の数値を用いること

← 備考（差異理由）の欄には、差異が生じることとなった原因を記載

別添７－１

【差異表　内訳書】

（単位：円）

経費区分			項　目	申請額					実績額					備考（差異理由）
				数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考	
1			施設・設備費											
	ア		施設・設備の設置に要する経費											
		ア）	鉄塔											
			三角鉄塔	1/4	t	5,000,000	1,250,000		1/4	t	5,000,000	1,250,000		
			アンカーボルト	1	個	50,000	50,000		1	個	50,000	50,000		
			水平ラダー	1/4	台	200,000	50,000		1/4	台	200,000	50,000		
			コンクリート	2.5	立米	12,000	30,000		1.5	立米	10,000	15,000		使用量、単価の減少による。（〇〇社請求書明細〇ページ）
			…											
施設・設備費小計														
施設・設備費小計（千円未満の端数整理後）…①														
用地取得費・道路費小計														
用地取得費・道路費小計（千円未満の端数整理後）…②														
合計…①＋②														

←　変更承認もしくは交付決定額の変更を行った場合は、申請額の欄は、変更後の数値を用いること

←　申請額、実績額の備考欄には、変更があった項目について、メーカー、機種、型番及びスペック等を記載し、必要に応じて図面番号、写真番号等を記載。

←施設・設備費の小計（１円単位）

←施設・設備費の小計（千円未満を切り捨てたもの）…①

←用地取得費・道路費の小計（１円単位）

←用地取得費・道路費の小計（千円未満を切り捨てたもの）…②

←①＋②

←積算の根拠（単価、歩掛等）を記載すること。

別添７－２

＜令和〇年度　民放ラジオ難聴解消支援事業＞

工事請負契約等に係る総括表

契約額（請求額）合計　346,000,000

内補助対象部分　345,000,000

No.	業者名	工事名	契約書			完成年月日	検査日	請求日	契約額			契約の形態
			契約日	着工年月日	完成年月日				変更前	変更後（契約変更なしの場合も変更後に記入）		
										補助対象部分	補助対象外部分	
1	〇〇興業株式会社	株式会社〇〇令和〇年度民放ラジオ難聴解消支援事業	令和〇年10月12日	令和〇年10月15日	令和〇年3月15日				150,000,000			一般競争入札
		変更契約	令和〇年1月8日		令和〇年3月15日	令和〇年3月10日	令和〇年3月14日	令和〇年3月20日		140,000,000		
2	△△電気株式会社	株式会社〇〇令和〇年度民放ラジオ難聴解消支援事業中継回線敷設工事	令和〇年11月22日	令和〇年11月27日	令和〇年3月19日				200,000,000			一般競争入札
		変更契約	令和〇年1月14日		令和〇年3月25日	令和〇年3月25日	令和〇年3月25日	令和〇年3月25日		190,000,000		
3	〇〇株式会社	株式会社〇〇令和〇年度民放ラジオ難聴解消支援事業送信機設置工事	令和〇年10月30日	令和〇年11月11日	令和〇年3月15日	令和〇年3月14日	令和〇年3月14日	令和〇年3月16日		15,000,000	1,000,000	随意契約
4												
5												
6												

別添８

別添９

（写真イメージ）

内訳表の写真番号欄に記載の番号と合致すること

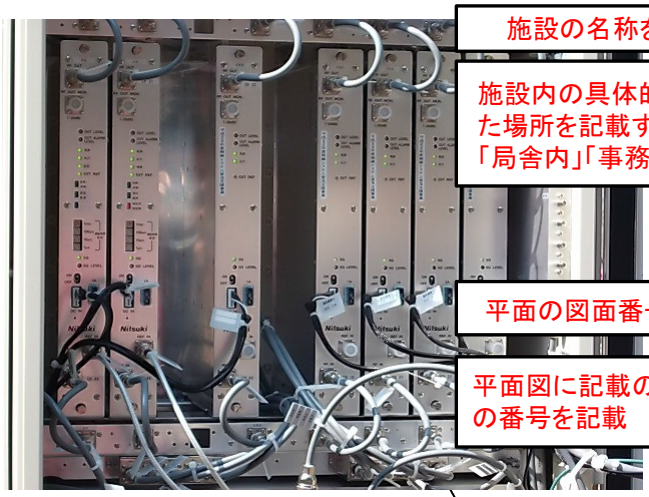

施設の名称を記載

施設内の具体的に設置された場所を記載すること。「局舎内」「事務室」等

平面の図面番号を記載

平面図に記載の撮影位置の番号を記載

写真番号　１

施設名　〇〇〇中継局

設置場所　〇〇

内容　送信機

図面番号　１

撮影位置　①

複数の機器が写っている場合は矢印で示す等わかるようにする

別添 10

令和　　年　　月　　日

耐震性確保に係る証明書

○○放送株式会社
　代表取締役　△△△△　殿

○○工事株式会社
　代表取締役　□□□□ 印

契約名「令和○年度「○○放送」民放ラジオ難聴解消支援事業」において、整備した施設・設備については、放送法関係法令等において耐震対策として定める措置を満たしていることを証明します。

措置に当たっては、「建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人建築研究所監修）」、「各種合成構造設計指針・同解説（一般社団法人日本建築学会編集）」も含めて、設備機器等の設置に当たって活用可能な耐震設計指針等を用いて、所定の計算方法に基づく耐震設計計算の実施等により、耐震性の確保が客観的に証明できるものであること。

別添 11

民放ラジオ難聴解消支援事業　実績報告審査表（補助事業者チェック用）

補助事業者名：

番　号	審査事項	適　否	適否の補足 ※どう確認したかを簡潔に記載（確認に使用した資料、確認方法などを明記）
1	交付申請（もしくは変更承認）と実績報告の事業目的・内容は同一か？	適　・　否	
2	補助事業で整備した設備等は正常に稼働しているか？ （常時使用状態にあるか？倉庫等に保管されていないか？）	適　・　否	
3	補助事業完了時の確認方法について、適切に行ったか？ （時期、実施者、確認方法等できるだけ詳細に補足欄に記載すること。）	適　・　否	
4	会計帳簿及び証拠書類等は、整理保管されているか？	適　・　否	
5	補助金交付申請書等補助事業に関する書類は、整理保管されているか？	適　・　否	
6	取得財産台帳を作成したか？（実績報告時に完成していない場合、「否」に〇付けし、「適否の補足」欄に「実績報告時には未完成だが〇年〇月〇日に完成予定」と記入すること。）	適　・　否	
7	契約について （1：入札（一般競争入札）　2：入札（指名競争入札）　3：（随意契約））	1　・　2　・ 3　・　混在	
	入札の場合の金額の比較 （複数契約がある場合、契約毎に記載。混在の場合も契約毎に記載。）		
	交付申請時：　　円←→入札額　　円		
	施工業者名：　　工事内容：		
	施工管理（設計管理）業者名：		
	随意契約の場合　その理由及び施工業者名		
	（契約の性質、目的が競争を許さない場合など理由を具体的に）		
8	請求書（もしくは領収書）の合計は総事業費と一致するか？ （別添8を作成すること。） 一致しない場合、理由が積算書総括表（別添6）備考等に記載されているか？	適　・　否	
9	交付決定日前に工事契約等工事に着手していないか？ （請求書等に記載されている契約年月日、工事写真の年月日を確認）	適　・　否	
10	補助事業の経理は、補助事業以外の経理と明確に区分されているか？	適　・　否	
11	工事費、諸経費（一般管理費等）、雑材料等の積算については、明確な根拠に基づいているか？ また、その根拠について積算書総括表の備考等に記載されているか？（基準名は特定できるよう正確に記載してください。	適　・　否	
12	交付申請時の見積書内訳と実績報告時の請求書内訳との差異表（別添7）は作成したか？	適　・　否	
13	差異表を作成後、内訳内容が異なる場合は各項目毎にその理由を記載したか？	適　・　否	
14	積算書、差異表の内訳表の単位の項目は〇〇一式となっていないか？なっている場合は、内訳を記入したか？	適　・　否	
15	交付決定金額と実績報告金額の差異が生じた場合、その理由を記載したか？	適　・　否	
16	補助対象外となる設備等は入っていないか？	適　・　否	
17	その他、過剰とみられる設備等は入っていないか？	適　・　否	
18	図面全体を通して、補助対象と対象外が色分け等で区分されているか？	適　・　否	
19	主要施設が図面に記されているか？	適　・　否	
20	検査調書について、検査日は施工業者の工事完了日（補助事業者による検査前の単に施工が完了した日）以後となっているか？	適　・　否	
21	最後に各々の資料の記載事項に矛盾する点、誤記等がないかを再確認いただき、提出してください。	適　・　否	

無線システム普及支援事業費等補助金「民放ラジオ難聴解消支援事業」
執行マニュアル

（問い合わせ先）
総務省情報流通行政局地上放送課

電話/FAX　03-5253-5949/03-5253-5794